

平成 29 年 6 月 13 日 (火曜日)

(会議第 2 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	矢 野 昭 三	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	山 崎 正 男		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	税 務 課 長	尾 崎 憲 二
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	川 村 一 秋
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長		建 設 課 長	森 田 貞 男
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議 事 日 程 第 2 号

平成 29 年 6 月 13 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 請願第 22 号、陳情第 26 号、第 27 号、及び陳情第 29 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 29 年 6 月 13 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしく申し上げます。

日程第 1、請願第 22 号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入り口の設置に関する請願書について。陳情第 26 号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書について。陳情第 27 号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書について、および陳情第 29 号、農業者戸別所得保障制度の復活を求める陳情についてを一括議題とします。

なお、陳情第 24 号、25 号および 28 号は審査未了に、陳情第 23 号は継続審査になったことを報告します。

これから、委員長報告を行います。

初めに、陳情第 26 号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書について、および陳情第 27 号、特別支援学校の設置基準の策定および特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書についての委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

おはようございます。

ただ今、陳情を受けました総務教育常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました陳情書は、陳情第 26 号、「大学生への給付制奨学金の拡充」を求める陳情書について。陳情第 27 号、特別支援学級の設置基準の策定および特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書についてです。

この 2 点につきましては、黒潮町の現状を調査し、教育長次長の出席を求めながら町の現状を聞き取りした後、委員全員で審査を致しました。その結果、2 つの陳情書については採択すべきものと決したことをご報告を致します。

では、その採択の理由についてご説明させていただきます。

まず、26 号についてですが、本陳情書には高等教育機関、大学や短大、高専、専修学校等への進学率が 8 割に達しているという 2015 年度学校基本調査結果が示されておりました。その内容には、約半数の方が貸与制奨学金を利用し、多額の奨学金の返済に苦勞されているという説明が記されておりました。さらに、国も 2017 年度から給付型奨学金制度を始めましたが、まだまだこの制度の拡充を図る必要があるのではないかという指摘も書かれておりました。

委員の意見としては、高等教育機関を卒業した後も現在は求人倍率も上がっているので就業し働きやすくなっているのではないかということ、このことによって、こういう状況であるのに返済が大変だというのはなぜだろうという疑問視の声も出ておりました。

そしてこれに対しましては、就職しても正規雇用者ばかりではなく、非常勤での雇用の実態が多くあること、そのことによる十分な所得が得られない現状が続いているのではないか。そして、こういう現状が返済を恒久にする状況になっているのではないか、といことが意見が出ました。そのことによって、現状の制度のさらな

る拡充が求められるのではないかという意見になりました。

また、国の考え方にも近年は変化が感じられ、これまでは外国人の学生への支援が非常に強い部分が目立っていましたけれども、日本人の教育力を上げていくことが国力強化につながるということに変わってきているというご指摘がございました。その面からも、日本の教育現場にますます力を入れるようになっていくということ、その現状が、これからのこういう制度を導入することによって進めていくべき時期にきているのではないかという委員の意見が出されました。

なお、本町のこういう支援については宮川奨学資金という返済型給付金制度でありますので、国の制度が充実すれば本町の学生にも利用していただくことができ、進学率も上がり教育力が上がるのではないかという点から、本請願書については、陳情につきましては採択すべきものと致しました。

次に27号についてご説明させていただきます。

これにつきましても、黒潮町の現状を教育委員会から伺いました。現状としては特別支援学級、最近では情緒学級という名前で呼ばれているようですが、児童生徒さんの中には不登校の子どもさんも含めて運営されているということでした。国の基準は8人ということでございますけれども、本町の場合はこの基準に達することはなく、基準以下の状況で運営がなされているということでした。

ただ、こうした学校や教室に通う児童生徒さんが陳情書のように多様化している全国の状況をかんがみますと、本町のような状況でないという点は非常に理解できるところです。

そして、委員の中からも意見がございましたが、先生方の負担を軽減し子どもたちそれぞれに適正な対応ができるように務めることが求められるのではないかという意見が出され、こちらにつきましても採択すべきものと決しました。

総務教育常任委員会の報告は以上でございます。

議長（山崎正男君）

これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第26号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、陳情第26号の質疑を終わります。

次に、陳情第27号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、陳情第27号の質疑を終わります。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、請願第22号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入り口の設置に関する請願書について、および陳情第29号、農業者戸別所得保障制度の復活を求める陳情についての委員長報告を行います。

産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

おはようございます。

去る6月8日、産業建設厚生常任委員会において産業建設厚生常任委員会に付託された、請願第22号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入り口の設置に関する請願書について。これについては先の3月議会のときの委員会で審査をしていましたが、情報が少ないため調査が必要ということで、継続審議になっておりました。途中組織替えがありましたので、新委員で5月23日、高知県道路課にお伺いし、調査聞き取りを行いました。その上で審査を行いました。これが採択された場合には、意見書は国とかそういう所には出さずに、国の方はもう既に事業化も決まっておるようですので、知事にするということで話し合いを進めてまいりました。その上で討論とかそういうものはなく、賛成多数で採択すべきものになりました。

次に、陳情第29号、農業者戸別所得保障制度の復活を求める陳情について。これについては審査をした結果、農業所得向上や農地の荒廃を防ぐためにもこの制度は非常に大事なもので必要であるということで、討論はなく、全会一致で採択すべきものとなりました。

以上、報告致します。

議長（山崎正男君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、請願第22号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入り口の設置に関する請願書についての質疑はありませんか。

坂本君。

1番（坂本あや君）

お伺い致します。

この件なんですけれども、今委員長の報告では、委員会の中で特段議論もなく採決に至ったということでしたけれども、県の方に事情をお伺いに行ったということですので、その内容についてはどのようなことだったんですか。そういうことは話の中ではまったく出なくて採択に向かわれたということでしょうか。

それと、もう一つ私疑問に思いましたのは、事業主体は国交省であるはずの本事業に、国交省に要望を出さずに知事に要望を出すという、その決められたその理由というのはどういうことからなのでしょう。

この2点についてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

お答えします。

意見とかそういうのがないというわけじゃなくて、討論のときに反対意見とかそういうものはなかったということです。

それからもう1点は、国交省の事業なのに、県に要望はどうしてかということについては、これは先ほども申しましたように、国の事業ではもう既に始まっておりますし計画の中で非常に難しいという話を聞いております。その関係で、これは直接県がもう既に仁井田の付近でもやっておるような県単独でできる事業もありますので、そちらの方で県に考えていただいております。

これは黒潮町も、県の方にそのことについて調査を要求しております。調査した内容によりますと、県も現

在、調査研究中と。ほんで、これが事業の実現が絶対駄目だということではないという返事をもってあります。現在、いろんな方法を調査研究中という話を伺っております。

そのような関係で、住民からの熱い願いでもありますので、この請願を県に挙げるべきだということで採択になったもんです。

議長（山崎正男君）

坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

それでは、県にお伺いして、県の現状というのは調査をしているので全く希望がないわけではないので、このことについて県の方も前向きに取り組んでいただけるという回答をいただいたということで理解してよろしいのでしょうか。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

はい。

議長（山崎正男君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

県の方も、現在調査中と。ほんで可能かどうかについても、現在調査中であります。

それで、通常の正規なインターとかいうのは非常に困難性があるけれども、委員の中からはいろいろ県へ行ったときに話の中で、例えばスマート IC というのがあると思うんですけど、そのような形で、例えば普通車のみ、普通車以下とか、中型車以下とかいう部分であれば、構造的にも道路の構造も変わってくるようですので、その付近も踏まえて検討していただく。

いろんな手法がないのかということも現在検討中でありましたので、今回委員会としては、検討中のものであれば住民の願いをやはり挙げていくべきであろうということになったことと思います。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今、スマートインターという話が出ていますけれども。基本的に、今まででしたら災害時に接続できるような出入口は造るというふうなお話は何回か聞きましたけれども。要するに、一般道路と高規格道路が出入りが自由にできるというところを、県がスマートインターなりというような方式を取ってやっていくことに対しては前向きに話が進んでいるということですか。

私、ちょっとこのあたりは今の現状の B/C（ビーバイシー）から考えても、なかなかその県がやりますよと言えるような現状ではないと思っているんですけど。

そのあたりについては問題はなかったんでしょうか。

議長（山崎正男君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

先ほどから申しておりますように、県がやるいうて決めたわけじゃないがです。現在、調査研究をしていると。いろんな方法。

例えば、提案として出されておった土佐市のパーキングエリアにあるような場合には、これはガードを抜けるために大型車が通れません。それで、普通車以下のみということになっておると思います。そういうような

特例もある方法もあるのではないかとということも踏まえて、いろんなその可能性を県の方も探しておるいうところでは。

ただ、やると決定されたら、最大限の努力をして実現に向けていくというような回答でございました。ただ、今やるとかやらんとかは、まだ判断が出ておりません。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これで、請願第 22 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 29 号、農業者戸別所得保障制度の復活を求める陳情についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 29 号の質疑を終わります。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、請願第 22 号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入り口の設置に関する請願書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありますか。

坂本君。

1 番（坂本あや君）

私、今質疑もさせていただいたんですけども、この道路を佐賀地区のどこかにインターのような形で、スマートインターとか皆さんが自由に出入りができるような道路として、県の事業として造っていただくということ。その内容については、できればやれるに越したことはないのかなというふうには思いますけれども。

私、この要望は 1 カ所にこういう要望が現実になってくれば、ほかの各個所も同じような基準で造っていかねばならないものになるろうかと思えます。黒潮町の今進められている高規格の事業はもう既に中角まで事業化になっておりますし、その間に新たなその出入り口を設置するということですので、もしこれが現実になれば、事業の進ちょくということに私は大変危惧（きぐ）をしています。

市町村が実施する独自の費用で造るインターというのは全国に何件か出てきています。地域活性化インターチェンジとかいう形で、自腹で造ってくださいよというインターですよね。そういうものについては、やはり地域に絶対的に必要だというその条件が整備され、初めて実施されるものだと思っておりますし、巨額な費用が現状の高規格道路が整備されるにプラス、また県費を入れて事業を進めるというものでございます。一般国道の自動車専用道路というのは県も裏負担打っておりますので、県民の税金で造るわけですので、非常に我々県民にも負担のある道路です。その道路に、こういった地域活性化インターが地域の要望、もうそれはよく分かるんですけども、それがたくさんたくさん付いてくるということは、非常にこの厳しい高知県の現状の中で黒潮町に本当に造っていただけるのかしらというところに一番私は疑問を持っています。こういうことをすることによって事業の進ちょくが遅れたり、それから、ほかの地域からも黒潮町にこういうインターができるんだったら自分たちのところもつけてもらいたい。そういう要望がどんどんどんどん出てくるのではないのでしょうか。

今、本町が進めていかなければならないのは、一日でも早くこのミッシングリンクといわれている高知県の西南部に一本の高規格道路、高速道路となるような道路を早くつけるということが。去年も矢野議長が東京に

も行っていただいて、一日も早くこの道路を開通させてもらいたい、つなげてもらいたいという要望をしてきたと思います。このときにですね、本町からこういうインターの要望を出していくことは、私はいかがなことかだと思います。住民の皆さんが、こういうふうに自分たちの地域にこういうインターがあったらいいよね、それから出入り口ができたらずっと便利になるだろうね、という要望を持っていただくのはそれは当然だと思いますし、こういう請願が出ることは本当に大事に扱われるべきものですし、あって当たり前だと私は思います。でも、それを受ける側、議会、執行部が、きちっとその今の現状を住民の皆さんと協議をしながら、時期を見ながら、いつどういうふうにやるのが、地域にとって、高知県にとって、幡多地区、西南地域にとって一番ベストなのか。その判断をすべきことだと思います。

私はこういう要望が今黒潮町から出されるということは、これからの事業の進ちょくに私は大きな影響があると思います。地域活性化インターというのは、高速道路が通った後からでもその利用状況に合わせて各地方自治体が設置するものですので、今現状急いで設置しなくても、新しい道路ができたときに、もう本当にここに必要かどうか、私たちが確認をしながら挙げていくべきものではないかと今は思っています。今本町がしなければならない一番大切なことは、この開所されてない高速道路のないこの地域に、一本の高速道路を一日も早くつけることだと思います。そのことに私たちが協力していかなければいけない。黒潮町民は協力していかなければいけないと思います。本当に大切な用地を提供していただいて、一日、少しずつですが高速道路は延びてきています。この本当に長年の思いが、今年黒潮町長の努力もあって、入野までの事業計画が認可されました。でも、まだ四万十市まではこの道路は届いていません。私たちが精いっぱい、一日も早くこの道路が四万十市まで届くように、皆で力を挙げて進めていかなければいけないときにですね、こうした要望を議会が、執行部が、県に申し上げていくこと。このことは、少し私は時期が早尚だと思っています。

地域の方々の思い、私も何度もこの請願書を読み返しました。この請願書に書かれている内容というのは、本当に地域の方々の切なる思いだと思います。いろんな思いが書かれておりました。買い物に、今まで拳ノ川の地域に農協があったりいろいろな施設があって、そこである程度整っていたのに、現状人口が少なくなって、それが合併されたりいろんなことで地域は疲弊の状態にあるという心配が綴られておりました。そのとおりだと思います。でも、これは拳ノ川だけの問題ではなくて、どの地域、どの中山間の地域の中にもある共通の黒潮町の大きな課題です。私はこの課題が、今のご要望のようにインターをつけることによってすべて解決されるのかというと、そうではないと思います。大切なのは、今、小さな集落を支えていく仕組みづくり、それを一生懸命やっています。拳ノ川に先日2日、マーケットがオープン致しました。それはその地域の方々が、買い物難民となっている方々が利用できるように、あったかふれあいセンターを利用することで高齢者の方もそこで買い物ができるように、そういった取り組みがなされています。私はこの請願書を読んだときに、こういったことを進めていくことが、まず黒潮町にとっては一番大きな問題ではないか、それを解決すべき時期ではないかと思っています。インターができるから、じゃあそのインターを通過して、誰がどこに何を買いに行くのか。地域の中でそういう買い物ができる場所があれば、高い所まで高速道路に上って行って、それからその道路を80キロぐらいでしょうかね、走るんでしょうか。そうして通って、どこに買い物に行くんでしょうか。やっぱり地域の中で、その高齢者になった方々が遠い所まで出向かなくても、その地域の中で支え合ってお暮らしていただく。そういうことに私は力を入れるべきだと思います。ですから私はインターができたとしても、こういった今この請願書の中に書かれている要望について、満たされるものではないと思って心配をしています。そこを今、私たちは十分考えて、まず最初にやるべきことは何なのかということを考えなければいけないと思います。

高速道路は本当に地域を結びます。そして、これからの私たちの黒潮町にとっても大きな経済効果をもたら

すものだと思います。本当にスポーツ合宿も今どんどんどんどん増えておりますし、この本町のスポーツ合宿の成果というのは、高知県の成果でもあり、このことによってこうした高速道路の延伸ということが実現化してきたことであると思っていますし、大変いい方向に進んでいると思っています。私、インターは決して地域に人を呼び込むだけのものではないと思っています。危険なのは、インターから地域の方々が出ていくということもあるのです。そういうことを勘案しながら、本当に今こういった地域活性化のための、県や都道府県、市町村ですね、によって造られるインターが、この時点で、やっぱり要望を出さなければいけないものなのかというところに疑義を感じておりますので、この請願書については反対致します。

議長（山崎正男君）

次に、賛成討論はありますか。

矢野君。

4番（矢野昭三君）

何か、合併は何のためにしたか、むなしい話やなあと。

大体この地域は大和朝廷以来、遠流（おんる）の地なんですよ。遠流（おんる）の地。何で遠流（おんる）の地か。遠く都から離れてね、こればあ人間が暮らしにくい地域、毎年台風は来る。堤防がないんですよ。港もない。雨が3,000ミリ、4,000ミリ降る。年に。地震津波は来る。これ、島流しの土地なんですよ。ここは。大和朝廷以来の。やっとなの戦争までも、大変、国内の戦いに破れた人ばかりがここへ追い払われて来ちゅう。都から1,225里というのがこれ、先の和名抄あたりに出てますわね、都から。1,225里が、今の1,225里と一緒にじゃないですよ。だけど、本来であれば鹿児島の方がもっと遠いと思うんですよ。都からいうと。鹿児島より近いここがなんで遠流（おんる）の地か。それだけ暮らしにくいところなんですよ。いまだにそうじゃ。暮らしにくい。国内が、長宗我部のころはね、四国を一時期平定し、その後は、山之内が入ってきた。以後ですよ、時代は変わろうとも、ここは遠流（おんる）の地や。今の現国刑法ができるまでは流刑の制度があったがですよ、これ。遠流（おんる）の地のでそうなくしたという、そういう国が決めたということ聞いたことがない。この幡多も内海までですよ、西は。何か、和名抄はそんなこと書いてますわね。大方町史にもある。東は中土佐町久礼辺りまでが、昔は幡多の縄張りであつたらしいが、以後、どういわけか都からは排除され続けて、年貢、貢物だけ送って、何が変わってきゆう、ここが。

明治になって、白人、西洋列強と戦う必要がありますね、国内は。地租改正やと。鉄砲、火薬、弾薬類が。船を造らないかん。我々の先祖は地租改正6年、明治。この付近は大体そのころ、9年ごろに、国有地の払い下げを受けて金を払うたんですよ、国に。やっとなの、その土地を手に入れて生活しよう所が、明治22年の町村制施行、またそのときも、登記をしちよらんとかいう理由つけて国は取り上げにかかった。そのたんびにまた登記をせないかん、高い金払うて。その費用は全部国庫へ入りよう。

先の太平洋戦争のころには、17年、18年にまた国策に協力せえということで、その土地も法人化、また登記費用が要りよう。

この前の敗戦、終戦、敗戦とは言いませんが、終戦言いましょう。このときも何かいうたら、GHQが団体解散令を出してきて、そこにおった村長議員ら全部公職追放。大阪まで逃げていったね。佐賀の村長は。ここは知りませんよ、どこへ逃げたか。そのときもね、団体解散出たもんやから、国策によってつくった法人も、また個人名に変えてしまわないかん。

次は何があつたか。佐藤総理が昭和40年のときに入会林野の近代化するじやいうて。そんなことをやっても、慣習でやりよう中でうまくいかないいう意見のある中、国民には絶対迷惑掛けん、良うなるということでやった。しかし、昭和39年の山の自由化以来、ただの一度も木材価格は上がっていない。植林植林いうてやったも

の、39年当時からいうたら給与、諸物価は10倍以上上がっちゃう、今まで。公務員給与見たら分かる。それが、こんにちにおいては一立米5,6,000円かな、ヒノキで。反比例しちゃう。世の中が全部。収入がですよ、所得。

ほんで、幡多はどうかいうて見ましたらね、残念ながら平成の合併では、大正、十和が高岡行った。幡多は何にもそれを止めることができなかった。幡多が何にもしてないからよ。北幡へ。まだ国道も改良できちよらん。幡多は香川県より広がったんですよ。平成までは、平成の合併まではね。これ、人も人口も地域も狭くなっていて、幡多がどうやって生きていきますか。道だけ造って。道だけ造ってええと言うがやったら、8の字だけがええ言うがやったらね、どこにも出入り口は要らん。

私たちが東京まで出向いていて、黒潮町議会が。この8の字を何とかしてもらいたいということで、全員総意の下に8の字ルート可決し東京まで幡多が出向いていったというのは、早く利便性を高めてもらいたい。それ、誰も反対しておりませんよ。誰も反対してない。

昭和の代のときに、所得倍増計画で国は四国西南地域、愛媛含めてですよ、こればあ貧乏な所はない。だから何とかせないかんいうて国が決めた。位置付けした。それで、どればあええになりましたか。

そして、昭和54、5年ごろに高知県は、須崎以西、高知県は所得水準が全国の8割、そのまた9割が須崎以西じゃ。これの所得水準の引き上げを図るといって、それで作ってくれた高知県西南地域開発計画があったけれど、2009年ですかね、そのときには高知県所得が全国最下位。しかし、そのまた9割がこの幡多地域なですよ。ここが一番貧乏や。足の引っ張り合いやってね、何が地域が良くなる。

私が先の3月議会でも訴えたのは、この黒潮町何とかようせにかんねという声があった。道々で言った。そのために、何とかええ方法はないもんじゃろうかと。英知を結集してやる方法はないもんじゃろうかということですとずっと考えておる。そういうところなんですよ。だからね、部分的なことばかりは、わしもね合併を促進した主がね、こればあ、あんな話出るとは思わなかったけど。

ただ、国の制度が変わってね、須崎辺りやりようときに、残念いうか国の制度も変わってきて、道路行政に対する。国交省にもいろいろと骨折っていただいたいことは分かります。市、県もそう。骨折っちゃう。特に、町長はそのころ縁の下で相当動いていただいちゅうということも分かっちゃります、私には。ただ、伸ばせ伸ばせやったらね、私言いますよ。どこへも出入り口つけてもろうたら困る。そんなもんじゃない。出入り口は必要な。必要に迫られて、ここからいうたら一番不便な土地ですよ。一番遠くになった地域が、何でそこまで難儀な思いせないかんのか。納得いきませんねこれは。そういうところが、この関係者からの要望が議会へ届いておりますので、それを議会として採択するかどうかの話なんですよ。

仁井田の場合は、中央じゃけど東インターまで、私が前に計ったらね、これ5キロ、6キロぐらいでしたね。だけどね、この黒潮町の一番東、市野瀬いう所から佐賀まで12、3キロあるんですよ。そしてここへ来ると、さらに余分に時間がかかる。どうしてもここへ来な、済まん用事もあります。地元の人たちはね、文句言わずに全部土地は協力してますよ。国の言いなり。全部判ついちゅう。

そして、地域をまとまると思うたら相当ね、皆さんからいろんな厳しいご意見いただきます。いちいちね議会の場でよ、それを言いようわけじゃないです。そんなこと、まあ意見は意見を聞いて尊重しながらやらない、道は早くつきませんので、地元は大変協力しゅう。そういうことはね知っていただきたいわけですね、多くの皆さんに。何かお金が要るいう割には、国が決めたことですけど、私にはこう理解しがたい。そして、県は、やらんとも言いよらんしやるとも言いよらん。調査検討中やと。私は大いに、調査研究していただいたらいいと思うんです。

ほんで地震津波の問題があって、佐賀はおる場所がない。伊与喜、拳ノ川が一応避難所ですよ。にするため

に、今取り掛かっておりますが、今の56号、あの山岳地帯を震度7が数回きたら、ほとんど通れなくなりますよ。遠流（おんる）の地のこの現状から考えてですね、そこを復旧していただくという時間は一番最後になる可能性が高いですね。電気も。もうそんなことを考え、佐賀の区長さん方に聞いたら逃げ場所は欲しいと、こう言うがですよ。逃げて生活する場が要るんです。昼間であれば、車に乗っちゃったらそのままずっとこう走って逃げたいですね。確かに避難道路は造っていただきましたけど、それは足腰の弱った方々や病気をお持ちの方、即そのまま全部逃げ切れるということはなかなか難しいわけですね。やはり車を利用できるという条件が整った方は車で逃げたくなるでしょう。で、そういう方なんかもすつと逃げ込む場所が必要なんです。そして、拳ノ川には佐賀の防災対策の拠点が位置付けされておりますので。そういったことはね、やっぱりみんなが共通の認識として持っていただきたいと思うわけです。

これは長々と言いましたけど、ほかにも思うところがございますけど。あんまり言うても時間の都合もございまして。北部からのこのさまざまなお願いを記述した文書、今一度思い起こしていただいて、私はこういう町民の切なる願い、数度にわたるこういう文書を出したり行動したりすることを切なる願いとしてですね、私は町民の代弁者である、町民の代事者である、そういう議会議員がそういったことをご理解いただき、その趣旨に賛同していただく。そういう意味で賛成致します。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

小松君。

13番（小松孝年君）

賛成討論という形でやらせていただきますけど。

最初、このインターについてちょっと自分もよく分からないところがありまして。国交省にフルインターでやってくれというふうに要望というのはまず無理やと。それをすると、現在の国交省がやっております高規格道路の延伸に影響を与えるというのはよく分かっております。

何で賛成かという、まず、道というものが何のために必要かということから始まりたいと思います。原点が。道路というのは、地域の活性化やそれから利便性、そういったもんがあってこそ道という、自分の方の理論はあります。自分たちも今の高規格道路を約20年前ぐらいから要望しておりました。本当、その20年前は本当この町の、自分はその当時大方ですけれども。大方の人たちに署名を取っても、こんなもんでいいのに、こんな署名取ってお前らあほかみたいなことを言われてました。けれども、その10年後ぐらいには、本来なら10年後ぐらいにはもうこっちにつけようかというふうに、そういう要望があって、そういうふうに国も変わってきたところがありました。本当、その田舎の悪いとこいうのは、言っても無駄、お国がやってくれる、そういったお国任せみたいなのとこがありまして、どうしても自分たちから動いていって、自分たちの町の活性化につなげよう、そういった考えがなかったので田舎は今まで疲弊してきたわけです。そういったこともありまして、今現在問題になっておりますこの拳ノ川近辺、今のインターをフルインターにするのではなくて、その近辺で県の方が今調査してくれているということですので、それもしよう可能性を考えて調査してくれていると。そういったことであります。

また、これが一つお願いしたいのは、北部の方々にこれが町内の活性化とか幡多の活性化、それから県の活性化につながるような取り組み、それをこう今からどんどん模索していただきたいと思います。逆にそういうことが、意見書を出すことによってその地域の方々のやる気とか活性化につながっていくのであれば、たと

え、もしこれが調査の結果の予算上、また地形上無理となっても、そういった地域の皆さんの活性化にはつながっていくんじゃないかと思っております。そういった意味で、今、賛成討論をしております。これはできるかどうかというのは、まだまだ先の話です。それで今の進ちょく状況が遅れるということはないというふうに聞いております。それは自分の聞き間違いかもしれませんが、多分それは今県がやってくれて、その活性化につなげていくというふうな方式でやれば、あんまりその進ちょく状況には影響しないかと思えます。

それからまた、これをやるとほかの地域からもどんどん出るという話もありましたけど、それもそのへんとは常識的に考えて、ここは今ハーフインターへ変わるんであとは半分ですよ。それをフルインターとかにするのはちょっと無理な話だと思いますので。話が出てもなかなかそれは難しい。それと、そういった活用するための何かあれば、またそれも考えていかなければならないと思えますけれども。まあ、そのへんは後の話だと思います。

それから、今やらないかとかどうかという話もありますけれども。これはやっぱり最初に述べたように、道路建設というのは結構時間がかかります。ですので、今からそういった準備をしていくというのは悪いことではないんじゃないかというふうに思います。これが本当に実現するかどうかというのは、ちょっとどうか分かりませんが、一応ここで、この時点で町民の皆さんのそういう意見を取り上げて、意見書として提出するというのはよろしんじゃないかというふうに私は思って、賛成の討論をさせていただきます。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

中島君。

8番（中島一郎君）

この件に関する請願書はですね、佐賀北部の地区の9名の区長、ほか代表者の方から提出をされておられるわけですが、3月に入って委員長の方からも報告がありましたように、産業建設厚生常任委員会で協議していく中では、私は初期の段階では、もう若干遅いではないかという認識をしていました。しかしながら、町においてももう既に要望活動が行われておりまして、高知県道路課からは、佐賀北部地域へのハーフインターの設置については、まずは設置の実現性等の検討を行いたいと考えていますという回答がされています。

また、当委員会においても5月23日に高知県道路課に出向き、担当チーフの方から概要や経過の説明を伺ったところですが、この中で、交通量の積算根拠や構造上設置することが可能かどうか。そして、先にもありましたようにB/C（ビーバイシー）、費用対効果がクリアできるか。いろいろな難題もありますが、しかし、頭から設置不可能ということではないという認識を持っております。高知自動車道の延伸については、既に片坂バイパス、これはこぶしのさと前ですが、までは平成30年の完成が見込まれ、佐賀インター付近では急ピッチで工事施行に取り掛かっております。

そして今年度においても、佐賀大方道路の測量設計に1億円が盛り込まれ、着手決定がされました。この時期にこそ、佐賀北部地域と佐賀地域の日常生活の不便解消や地域の活性化、そして南海トラフ地震への防災対策をかんがみ、私はこの連結路の必要性を重要視して賛成を致します。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論はございませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、請願第 22 号の討論を終わります。

次に、陳情第 26 号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 26 号の討論を終わります。

次に、陳情第 27 号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 27 号の討論を終わります。

次に、陳情第 29 号、農業者戸別所得保障制度の復活を求める陳情についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 29 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、請願第 22 号、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入口の設置に関する請願書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、請願第 22 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 26 号、「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める陳情書について採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、請願第 26 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 27 号、特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 27 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 29 号、農業者戸別所得保障制度の復活を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 29 号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

これで採決を終わります。

ここで 10 分間休憩致します。10 時 10 分まで休憩します。

暫時休憩します。

休 憩 10 時 00 分

再 開 10 時 10 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

5 番（澳本哲也君）

それでは一般質問を始めさせていただきます。

今回は質問事項 2 点でよろしくお願いを致します。

まず初めに、ラッキョウ栽培についてお伺い致します。

収穫もほとんど終わりました。昨年は驚くほどの相場で、確かに万行地区潤いましたので、潤いましたけども、今年は相場の方が 600 円から 900 円。悪いときで 300 円というときがあったそうです、今年は。そういうことで、今年も順調に収穫も終わったということです。

しかし、そのラッキョウも第一次産業が抱える問題に直面をしております。このラッキョウ栽培は、万行部落から始まって、そして差別と戦ってきた歴史でもあると思います。土地を持つこともできない、農作業もできないという中で、万行の人たちは生活をし、子育てをしっかりとやってきました。そして 1960 年、我々の先輩であります松田一美さんがこのラッキョウに着目をして、栽培が始まりました。そして 1974 年には農協の共販体制の中に入れてもらい、全国へと出荷するようになりました。自分たちが学生いうか、小学校中学校のころは、毎日のように手伝わされた思いがあります。そして、ほとんどの家庭がこのラッキョウ栽培をしていたと思っております。このころの収入はほんのわずかで、本当にちょっと食べるぐらいの収入しかなかったと思っております。

以前、町民館の職員の方が行った計算がありまして、植え付け、収穫、そして草引きとか、そういうのを 1 年を通してこのラッキョウ栽培も行うんですけども、時給 250 円以下というような時給の数字が出たことを今

でも覚えております。平成25年ですけれども、万行で44戸234トン、そして、町全体で77戸340トンというような数字も出ております。しかし、今万行はもちろん高齢化に伴い、この44戸も40戸切っているのではないかとというような数字だと思います。

そして今回、私は万行で切る所に足で出向き、調査をしてみました。で、現在の業者のメインが大体70歳代を中心に行っておるんですけども、その中で声を聞くと、あと5年がめどやにゃあと。もうあと5年以上やったらもうおらあは無理やろ、そういうような声がほとんどであります。皆さんも知っているとおりに、このラッキョウは本当に手間が掛かる作業ばかりであります。以前、何回か先進地に研修にも行っておりました。機械化できるところは機械化もしました。昔は洗うラッキョウを切って、洗うときは洗濯機でぐるぐるぐるぐる回しながら、そして選別も、本当に手で揺すって選別をしたという思い出があります。

そしてこのラッキョウは、町として本当にどう思っているのか。もうこの高齢者対策で、もうラッキョウ栽培もできなくなる。この黒潮町の特産品の一つとして、本当にラッキョウは全国的に有名になってきているのではないかと思うがですけども。

まず、この高齢者対策をどう町は対応していくのか、まずそれをお聞き致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1、ラッキョウ栽培についてのカッコ1の後継者対策についてのご質問にお答え致します。

黒潮町におけるラッキョウ栽培につきましては、昭和46年度より農協の共販体制の中にラッキョウが組み入れられ、全国の市場を対象として出荷されることになり、販売実績は急上昇し、また栽培面積も入野地区を中心に急速に拡大していきました。ラッキョウは砂地での栽培に適しているため、中山間地の田や畑での赤土においては栽培を広げていくのが難しい作目です。JA高知はたの大方支所の取扱高は、昭和61年度には農家戸数390戸、栽培面積45ヘクタール、出荷量540トン、販売金額が1億7,100万円となっております。平成27年度には、農家戸数69戸、栽培面積14ヘクタール、出荷量141トン、販売金額8,800万円まで減少しております。これには土佐西南大規模公園の整備が進んだことも影響をしております。平成27年度のJAへの実績を戸当たりになると、栽培面積で約20アール、販売金額で約130万円となります。JA以外の出荷先の数値につきましては把握ができていませんが、比較的栽培面積の大きい農家もありますが、平均するとラッキョウ栽培における収入規模は兼業農家的な収入や複合経営の収入の一つであると推測しております。

平成27年度のJAラッキョウ部会の平均年齢は約68歳となっており、JA大方園芸部の平均年齢約57歳と比較すると10歳以上の高齢化となっております。このことから推測すると、施設園芸農家よりも早い段階での対策が必要と考えられます。

この高齢化や担い手対策について、農業全般への補助事業等を活用した施策を実施していくことは当然ではありますが、これに加え新規就農者を確保していくことが、本町の農業を振興する最優先策の一つと考えております。この新規就農者を増やしていくために、黒潮町では平成22年度から、県、国の事業を活用した新規就農推進事業や青年就農給付金により取り組んでいるところでございます。篤農家や農業公社で行う研修事業では、平成27年度までの6年間で15名が就農をしております。

ラッキョウにおける後継者対策につきましては、基本的には新たな担い手をつくっていくことだと考えております。これには他の品目と同様に、国、県の補助事業を活用した研修事業等が有効ではありますが、補助事業を受けるためには、専業農家となることが条件となります。このため、基準以上の所得目標となるような営

農計画を定める必要があり、そのための農地の確保が可能か等の検討をする必要があります。また、研修受入先の確保や、研修内容や時間などの要件をクリアしていく必要が生じてきます。

今後は、農地を集約し専門的な農家の育成を目指すのか、兼業農家を中心とした担い手を育成するのかわによって、町の施策等も異なってくると思われます。今後の産地としての在り方を、生産者の部会等を通して把握していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

専門農家的な対策ということで、それじゃあ兼業農家では駄目だというふうな感じにもとらえるんですけども。

やっぱりこのラッキョウは、この万行地域は特にもう兼業農家というふうな感じでやっております。そうなってくると、何か万行のこの歴史が完全に否定されるというか。すいません、否定されるんじゃないですけども、全然後継して、今まで何やったかないう感じもするんですけども。

やっぱりこの万行の歴史を考えると、やはりもう兼業的なもんじゃないとできないんじゃないかと思うんですけども。そこらへんは町の対策としてしっかりとやってもらいたいんですけども。

課長、どうですか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

兼業農家は駄目という話でございましたが、それは補助事業でのことでございますので、そのラッキョウ部会等がございます。そちらの中で状況を、現在詳細が把握できておりませんので、その部分から状況を把握しながら関係機関と一緒に協賛等を今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

そのラッキョウ部会ですけども、とにかくですね課長、早急にやってもらわないと、ほんとにこれ後継者問題、遅れてくるんじゃないかと思っておりますけども。

ほんとに早急にやってくれますか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答え致します。

早急にということでございます。ラッキョウ部会は通常、年1回の会を行っているようでございまして、今出荷が終わってから、今から反省会等になると思いますので、そのときに状況把握ができるようなことを関係機関と一緒に詰めていきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

よろしく申し上げます。

それと、以前、黒潮町には町民館が主体となって、くじらっきょうというものがありました。これは結構、県外からのお客さんたちにも好評でして、今現在これはまったくありません。これも恐らく高齢者の問題がありまして、なかなかこれに取り組む人がいなくなってきた。そういうことも考えられると思います。

今後、このくじらっきょうの復活ですけれども、町としてどのようにとらえているんですか。

お願いします。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

以前行われておりましたラッキョウの加工品ということでございますが。今は、推測するに各農家さんで確保されているところもあると思うんですけど、できた経緯等もあると思います。それで今何で中止してるのかというところもあると思いますので、そのあたりはまた関係機関と協議をしていかななくてはいけないというふうに考えております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

これもぜひとも前向きに、町が取り組んでもらいたいと思います。

結構僕、今回、回ってきましてよく言われたのは、これを缶詰にしたらどうかということをよく言われました。

町長、このラッキョウを缶詰に加工はできないものでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。立場的に町長としての立場からの答弁になろうかと思っておりますので、少し踏み込み過ぎた答弁になるかも分かりませんが。

以前作っておまして、で、今商品としてないのはですね、ここ3年ぐらいの相場で原価がちょっと合わないと。つまり、缶詰製作所として仕入するよりも市場に出していただいた方が、生産農家さんに対するリターンが大きいということでございます。

ちなみに、ここ数年かなり単価が良うございまして。少し申し上げますと、25年に448円であった単価が、次年度以降532円、625円、そして昨園芸年度につきましては718円と、このような非常に高推移になっておまして。加工で少量を仕入れてということは将来を見通した計画の中では必要かも分かりませんが、現在、非常に市場性の高い生産作物ということになっております。従いまして、一番の利点は生産農家さんにとりリターンを確保するのかがということが、最大の自分たちの考えなければならない政策の方向性かなと、そんなふうに思っています。

あと、縷々（るる）ご指摘をいただきました、かなり核心をついたところがございましたので、全体をどうとらえているかということなんですけれども。ご承知のとおり、この1の1で質問でいただいております後継者。これはラッキョウのみならず、あらゆる作物でこういった後継者不足が課題になっているわけなんですけれども。

も。課長が答弁した専業、それから兼業、このさび分けですけれども。国の方は、どうしても食料という国家の安全保障という観点から考えたときに、その生産力をどうしても担保しなければならないということで、生産能力のある方に集約をしていきなさいねというのが一つの大きな方向性です。ただし、それだけではなくて、きちんとヘッジもされていて、それでは中山間の小規模農家が守れないということで、きちんと農林水産省の中にも、その中山間農業を守っていくというマインドはしっかりと働いております。

特にこのラッキョウにつきましては、ご指摘もありましたが兼業が多く、特に複合漁法で生計を立てられている漁師さんの合間にこのラッキョウの作業がしっかりと組み込まれていて、それがきちっとした副収入になっていると。こういったモデルになっております。従いまして、兼業でしっかりと残していくということ。いわゆる小規模の生産者をどう守っていくのかということも、自分たちはしっかりと考えていかなければならないところですよ。

先ほども申し上げましたが、現在市場単価が非常に高推移を行っておりまして、なかなか原材料としての二次加工に回すのがいいのか、それともそのままマーケットに直で市場に送り込むのいいのかということになりますと、少しいろいろな慎重な検討が必要でございますけれども。とにかく、黒潮町のラッキョウ栽培のその在り方といいますか、専業は専業でしっかりと専業農家として利益を確保していただく。それから兼業農家でも、しっかりと残っていくことができる。そういうことになっていければと思います。

特に期待をしておりますのは、例えば農地の少ない佐賀地区では非常に難しい複合経営モデルが、この入野漁港を中心とした大方では可能であると。それを選ばれるかどうかはご自身の判断ですけれども、そういった選択枝があるというのは非常に心強い限りでございます。例えば若い漁師さん、そういった方にラッキョウを含めた丘と沖の複合経営のモデルをしっかりと作り上げていくということは、自分たちにとってもしっかりとお手伝いができる部分だと思います。そういったことをまずラッキョウ部会の方でお話をさしていただきながら進めてまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

町長、前向きな、本当にありがとうございます。そして、この兼業農家というものがいかにこの大方万行で浸透しているかということを特に大事に、これからも町としても取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。

そして2点目ですけども、回って行って特に言われたのが、この切り手作業員の問題です。本当に、耕作面積を多くしている所は、特に部落外へ毎日ラッキョウを持って行って切ってもらおうというような作業を行っておるんですけども。なかなかこの切り手作業員も高齢化により、いなくなる、そういった現状であります。単に、この切り手の1キロ当たりの単価を上げたらいいんじゃないかというような意見もあるんですけども、1件上げればなかなか難しいところもあると思うがです。

そういった問題を町が中心となって、JAさん、またそのラッキョウ部会等で、どうにかこの切り手の対策をしてほしいんですけども、町としてどういうふうな考えをお持ちでしょうか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1のカッコ2の、切り手の高齢化による不足についてのご質問にお答え致します。

ラッキョウの収穫から出荷における作業工程の中で、一番労働力が必要となるのが、ラッキョウの茎と根の

部分を切り取る端切り作業の工程となっております。

この端切り作業を、ラッキョウ栽培が始まった当初からこんにちまで、すべて手作業で行ってきております。

JA ラッキョウ部会で、各農家におけるこの切り手の雇用者数や年齢等について調査したことはなく、また、町、県も同様となっております。

このことにより、正確な数値はなく推測することとなりますが、各ラッキョウ農家における切り手の状況については、熟練した技術が必要であることから、比較的年齢層の高い方が長年にわたり雇用されているものと思われま。このことなどにより、高齢化が一層進んでいると推測しており、新たな切り手の確保、または、機械化等の代替が必要と思われま。しかしながら、切り手の収入や、作業期間が2カ月程度に限定されることなどの労働条件を考えると、新たな切り手の人的確保は、かなり困難であると考えております。

つきましては、今後は、この端切り作業時における機械化への検討も含めた協議を、ラッキョウ部会をはじめ関係機関と連携をしながら行っていきたくと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

この機械化ですけども。以前、何かあったんですけども、一人一日中ついて、40キロしか切れないというような機械もあったそうです。そういうもんでなしに、やっぱり専門的な分野でありますので、できれば、もちろんさっきも言うたけどもJAさん、そして、ある専門知識の方にもっともって入れて取り組んでいただいて、この機械化に向けてラッキョウ部会を中心に取り組んでいってほしいと思います。

そして3つ目です。学習会についてです。これも栽培業者からの意見です。何と言っても手間が掛かる。そして、どうにかこの手間を少しでも減らすことができないかということです。そして、ラッキョウ栽培を続けてほしいんですけども、どうしても経営者がいない場合、ラッキョウに代わるものを何か栽培できないかというのが意見であります。

特に県の指導員、そしてJAさんの力をお借りして、この学習会を開催できないかということをお尋ねします。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の1のカッコ3の、学習会の開催についてのご質問にお答え致します。

ラッキョウ栽培における勉強会などの開催は、JAにおいては、部会内での現地検討会、掘り取り調査、目ならし会や産地視察および反省会を、品質や収量アップ等の栽培技術の向上を目的に、毎年度実施しております。県は、独自の勉強会は開催していませんが、JAに同行する形で振興に努めております。町においては、技術的な指導ができる者がおらず、他の品目も含め勉強会の開催はできておりません。

黒潮町のラッキョウ産地を維持していくためには、これらの勉強会により、品質の向上や収量の増加による収益アップを図っていくことはもちろんですが、栽培全体が手作業主体であることから、植付から掘り取り、端切り、袋詰めまでの間での省力化、機械化につなげていくことの検討も、今後は必要であると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

年に1回やっているということですが。

できれば、万行内で全員の栽培業者さんに声を掛けて、しっかりとやってもらいたい。そして、県内にもう専門業者がないならば県外はどうでしょうか。

課長、そういうふうな勉強の仕方もあるんじゃないかと思うのですが、今後の課題としてどうですか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

まず、全員の学習会ということですが、JAのラッキョウ部会以外の出荷者と農家の方につきまして、また農協のラッキョウ部を中心に、その呼び掛け等はしていきたいというふうには考えております。

また、県外以外の専門業者ということでございますが、機械化等も含め専門業者のご意見等は、各産地の情報等も収集しながら、また関係機関と協議したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ラッキョウに関しては本当に、町も真剣に考えてくれていると僕は思います。本当に喫緊の課題ですので、今以上の取り組みをよろしくお願いを致します。

それでは2点目にいきます。深海はえ縄漁についてです。

この深海はえ縄漁、皆さん知っているとおりノドグロです。正式名称をアカムツと言いますが、本当においしい、何をどう調理してもおいしい魚で、高級魚の一つであります。僕、皆さん知っているとおり漁協へ19年間勤めてまいりましたが、このアカムツのはえ縄漁が入ってきたのは今から大体30年前です。九州の宮崎の船団が4隻か5隻入ってきて、それを教えてもらい、今に至っているという歴史があります。そのころの相場が3,000円しなかったんです。2,500円を中心に、小さいものと1,800円とか、そういう相場でありました。それが、20年前ぐらいから共販が始まりました。今の相場では自分たちは納得いかない。だから自分たちで出荷して取り組んでいこう、そういうような歴史があります。

そのころ、北陸を中心に関西、山陰、そんな所にも出荷をしましたが、相場が高いときで6,000円、7,000円、そういう相場でありました。このノドグロですけども、皆さん日本海が中心に漁をしているというふうに、皆さんとらえているんですけども、この黒潮町の沖でしっかりと漁ができるということを、今現在、東京を中心に最高のノドグロが取れるという漁場になってきております。

それで、まずこのアカムツですけども、26年、27年、28年と統計があります。

まず初めに、漁具の改良とか先進地の視察ということですけども。何と言ってもこのアカムツのはえ縄漁は、出日が少ない、出漁日数が少ないというのが欠点であります。平成26年には、年間116日、約12トンの水揚げがあります。水揚げ高が4,670万ぐらい。そして、27年度が86日しか出漁しておりません。それで約11トンですね。金額で4,540万。そして28年度、出漁日数が92日、取ったのが1万トン、水揚げがほとんど5億に近いというふうになっております。年々、水揚げ数は減ってはいるんですけども、水揚げ高が年々多くなってきてる。単価にしてみたら、26年度が3,800円、27年度が4,000円、28年度が平均で5,000円ぐらい。そういう

ふうな相場になっております。

そこで、どうかこの出漁日数を一日でも増やすために、この漁具の改良というものが本当に必須になってくと思うがです。そして、先進地に行ってちょっとでも自分たちの勉強になってもらいたいなと思って、こういう質問を致しました。

なかなか、その各地域の漁具の視察となってくるとなかなか見せてもらえないかもしれないんですけども、そこらへんはやっぱり県外の漁業指導所、水産試験場なんかを利用して、どうかこれが実現できないか、ということがまず1点目の質問であります。

よろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは澳本議員の、深海はえ縄漁の漁具の改良につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

深海はえ縄漁をはじめ、ほとんどの漁業用具につきましては、漁業者の経験に基づきまして漁場や潮流、潮の流れを考えながら、漁業者独自の創意工夫によって作られているのが現状でございます。

漁具の改良、新たな技術、仕掛け、そういうものにつきましては視察研修が一番習得の機会を得ているというふうに思っております。これまでも先進地視察としまして、黒潮町、また四万十市の行政担当者、ならびに漁協関係者や、県の職員で組織しております幡東水産振興会におきまして、視察研修の企画を行ってきたところでございます。

漁具、漁法の視察につきましては、鹿児島大学で漁具模型を使った小型底引き漁の潮流実験などの研修も行ってございます。

また、同視察研修におきましては、名古屋、京都の中央卸売市場におきまして、入野産のアカムツなどの流通調査を行ってきおる経過がございます。

今年につきましても、その研修につきまして長崎県等の研修を予定を進めているところでございます。

今後につきましても、視察研修におきましては各漁協や支所に所属する漁業者の意見を反映させながら、対応してまいりたいというふうに思います。

また、議員からご指摘のありました、県の漁業振興課あたりの力も借りて、先進地の視察先を検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

先進地の視察、どうか実現してくれると思います。

それで、この入野漁港で深海はえ縄漁をやっているのが、年代が20歳から40歳、10隻が今操業をしております。本当にあと10年、黒潮町の沿岸漁業を考えると、本当に残るのはこの入野の漁港だけじゃないかなというふうな危機感を持っております。そういう考えで、ぜひともこのアカムツの、何と言っても所得向上を1円でも多く漁をするというふうなことの取り組みを本当に自分たちなりにまたやっていかなければならないんですけど、もちろん町や県の支援も必要になってくると思いますので、どうかそこらへんもよろしく申し上げます。

そして、今高い相場でこのアカムツ、高いときで9,000円、1万円します。これもCMで、テニスプレーヤー

の錦織選手がアカムツを食べているシーンがありましたけども、それが放送されていきなりがんと、また相場が上がったという歴史があります。やっぱりメディアはすごいなという思いなんですけども。

そして、今以上のこのブランド化の研究は必要じゃないかなと思うがです。沖で、まず漁師が沖で取った魚を、手で触れない、そして、できれば一匹一匹神経締めするとか、そして氷のやり方、今本当に氷もシャーベット状とか、いろんな氷があります。そういった研究をこれからますますやっていった方がいいんじゃないかなと思うがですけども。

まず2点目の、今以上のブランド化の研究に対する町の見解をよろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは澳本議員の、ブランド化につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

入野のアカムツのブランド化につきましては、高知県漁協の入野支所におきまして従来から取り組まれておりまして、澳本議員が当時の大方漁協の職員在職時に、市場開拓されたものと聞き及んでおります。

町としてアカムツのブランド化につきましては、平成26年度に実施しました幡東地区浜の活力再生プランの中で、一本釣りカツオとともにアカムツを主体に、各漁協支所や漁業者とブランド化に取り組んでまいりました。

現在は土佐入野のアカムツとしまして、鮮度に自信ありのキャッチコピーで、東京、名古屋、金沢、神戸市場へ出荷をしているところで、高評価を得ているところでございます。

さらなる支援でございますが、アカムツを多く漁獲する地域に比べ本町の場合は、釣りによりまして捕獲をしております、入野産のアカムツはうろこの状態などにより、より良い見た目を維持しているところでございます。そうした意味で、料亭をはじめとする姿造りで提供する需要者に対しましてPRを強化することは、一つの案として想定されているところでございます。

また、既存のパンフレットでの情報発信の強化や、アカムツのおいしさを伝える料理研究をするなど、さまざまな手法があろうかというふうに思っております。

今後も、黒潮町入野のアカムツブランドを維持、向上させていくために、町としてさらに支援につきまして、高知県漁協入野支所や漁業者とともに連携をしながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

今以上に、このブランド化による研究はやってもらいたいと思います。

特にこの20歳から40歳代、本当にこの、自分たちもこれで飯を食わないかんという覚悟はあります。そこらへんをもっともっと、町ができることはやってもらいたいと思っております。

そして何と云っても、ここには書いておらんがですけども、一番大事なのは漁場の管理と云いますか。本当に狭い範囲の漁場です。このはえ縄は、その狭い範囲を、愛媛県や高知の方も市場はあるがですけども、トロール船の問題があります。このトロール船のどうにかこの漁場内には来ないように、そういった取り組みも必要になってきております。

そこらへんのこの町としての、県や国にも要望をしていかななくてはならないと思うがですけども、そういった取り組みをやってくれるでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答え致します。

他県の船籍の船が黒潮町の沖合い漁場で操業をやっていることは皆さんご承知のところだと思いますが。残念ながら違法操業ということにはなっていないで、いわゆる大臣許可で操業されていると、こういうことになっております。しかしながら、その操業が沿岸漁師さんの漁獲に影響を及ぼしているというのは、もう漁師さんから常々おっしゃっていただいていることでございまして。その規制の要望がいきなりできるかといいますと、少しそれはちょっと行き過ぎかなと思っています。従いまして、まずどういう経緯で、どういう許可が下りていて、どのぐらいの操業範囲が認められているのかという、まずそういう情報収集をさせていただいた上で、黒潮町の現状を訴えさせていただくと。こういった丁寧な作業が必要かなと思っています。

少しお時間を頂きまして、また水産庁の方にもうちの職員座っておりますので、また情報収集しながら少しタイミングを調整させていただきながら、本署の方にも打ち込みをさせていただきたいと思っています。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

これは切にお願いを致します。

そして、もう1点ですけども。県の水産試験場がここ2年間、アカムツの一匹一匹調査をしてくれております。こういうふうな、本当にきっちり一匹一匹、個体が何年のものかとか、うろこを一つ一つ取ってもらうて、こういう調査をしてくれております。

これをできたらですね、今年はどうか分からんがですけども、持続してやっていただくということを県の方に町からの要望をしてもらいたいですけども。

それどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

その調査の継続については、申し入れをさせていただければなと思います。

まだ正式な申し入れはないんですけども、アカムツの方も、いわゆるふ化から成魚までの一つの工程が市場に出せる単価で納まっているかどうか別にして、一応その工程が完了したという他県の報告もございまして。他県にできてうちの県にできないことはないと思いますので。そういった方向でも少し考えていただくように、少し要望させていただければと思います。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ぜひとも、こういったこの資料は漁師にとって本当にありがたいなと。これからも操業に関して何か一つ利益になるんじゃないかと思っておりますので、どうかそこらへんも要望のほどよろしくお願いします。

今回、ラッキョウと深海はえ縄漁、何と言っても第一次産業です。黒潮町、第一次産業が大事ですので、ぜひともこういったものにもっともっと今以上に力を入れてもらって、この黒潮町の第一次産業を活性化してい

くということを切に願ひまして、僕の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（山崎正男君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

続きまして、次の質問者、藤本岩義君。

3 番（藤本岩義君）

それでは議長の許しを得ましたので、質問を致します。

皆さんのお手元の方に参考資料として、本庁舎1階の階段入口の所で5日に見つけましたポスターを、縮小版を配っておりますので参考にさせていただきたいと思います。

1 問目はがん検診についてです。

国立がん研究センターホームページのがん統計によりますと、男性の罹患数は多い方から、胃、大腸、肺、前立腺、肝臓の順になっておるようです。また、サイレントキラー、静かな殺し屋といわれる前立腺がんは、2016年の推計値ですが、推計値では、男性は胃を上回り1位になる勢いでございます。この理由は、食生活の欧米化や高齢化、検査の普及といわれておるようです。2025年問題もここにも出てきております。

黒潮町の現状はどのようになっているのでしょうか。現状把握できないと、危機感が出てきません。国保のデータ管理システムが導入されたと聞いておりますので、データは分析できているのではないのでしょうか。

高知県では、高知県前立腺特異抗原、PSA 検査実施要綱を制定し、前立腺がんの啓発と PSA 検査を体験することで、今後定期的に検査を受診するきっかけとし、早期発見、早期治療につなげることを目的に、28年度55歳になった者、29年度に55歳になる者を検査の対象に無料で実施しております。これは県のチラシです。

検査医療機関として、黒潮町でも拳ノ川診療所、佐賀診療所、この前にあります大方クリニックも指定されております。県も普及に力を入れておるとき、黒潮町は取り組みが弱いようですが、特定健診の中に隣接町村のように入れ込み、取り組んでいく考えはありませんでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは藤本議員の、黒潮町の国保のデータではどのようになっておるのかということについてのご質問にお答えを致します。

黒潮町の国保のデータでは、国保データベースシステムを活用して分析をしております。この国保データベースシステムとは、市町村と、そして国保連合会がつながる保険者ネットワークと、そして国保連合会と国保中央会がつながります医療保険ネットワークにより構成をされております。健診、医療、介護の各種データを個人、保険者と比較情報単位に突合、集計して、帳票として出力をしております。

そこで、平成28年度の国保データベースシステムによります1,000人当たりのがんのレセプト、診療報酬明細書の件数でございますが、男性の上位5番が、1位が黒潮町におきましては大腸がんです。それから2位は胃がんでございます。3位が喉頭がん、そして4位に前立腺がん、5位に膀胱がんというふうになっております。

そして一昨年ですか、27年度におきましては、1位が前立腺がんでございます。そして、2位が大腸がん、3位が胃がん、4位が喉頭がん、そして5位が膀胱がんというふうになっております。

黒潮町におきましての国保データにつきましては以上でございます。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは藤本議員の一般質問の1、がん検診について、前立腺がんの早期発見のため検診でPSA検査、前立腺特異抗原検査ができないかについて、通告書に基づきお答え致します。

まず、黒潮町のがん検診の状況についてお答え致します。

黒潮町におけるがん検診は、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5項目を実施しております。これは、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に定められたがん検診の項目となります。

よって、前立腺がんの検診、PSA検査については、先ほど申し上げました指針の中にはございませんので、現在、黒潮町では実施しておりません。

前立腺がんの検診、PSA検査については、泌尿器科学会と厚生労働省で意見が分かれる状況にあります。PSA検査を泌尿器科学会は推奨していますが、厚生労働省では推奨しておりません。

この理由につきましても、前立腺がんの多くは進行が遅く、放置しても寿命に直接的に影響することが少なく、発症年齢も高いことから、死亡率を減少させる効果が証明できないことにあるようです。

また、厚生労働省のがん検診に関する研究班が、前立腺がん検診のPSA検査について、住民検診として実施することは勧められないとするガイドライン案がまとめられているという状況にもあります。

しかしながら、前立腺がん検診は、全国の市町村の7割以上が実施しているとされ、実施を検討する市町村もあるようです。

また、研究班においても、検査で前立腺がんの死亡率が減るかどうかの根拠は不十分と判断したが、適切な説明の下で任意に受けることは否定しておりません。

発症年齢が高く進行が遅いということもありますが、少量の血液検査により早期発見ができ、治療につながられる可能性が高くなることも事実であります。

今後、国が策定するがん対策推進基本計画ができた段階で県などの方針や方向性も決まってくるものと考えますので、国、県などの情報を得ながら、当町におきましても、他の市町村の状況も考慮し、次年度以降の方向性ならびに対応を、総合的に検討したいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

おっしゃられたとおりだと思います。

PSA検査は県のホームページを見ましても、厚生労働省が定めた、先ほど言ったがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針には記載されておりませんが、県は現状を見たときに、やはりこのまま放置できないということもあってですね、現在その方向性といいますか、住民の方に知っていただくために先ほど話しました要綱を作って、55歳の方を対象にしておるわけです。厚生労働省の方とは見解が違うにしても、先ほど言いました国立といいますか、公益財団法人の付近のその研究センターでも、やはり前立腺がんの罹患率というのは2016年には既にトップになってきております。先ほど国保の係から出てきておりました罹患の分も、やはり年度は違うとも一番になったときもあるようですので、これは放置できないということになると思います。意見の違いはあるにしても、このことによって発見されて、高齢者だから病状も遅いからという話にはならないと思います。やはりそれになった場合、高齢者であっても非常に心身的にも苦痛も感じますし。それからこれが悪性化していきますと、他の病気も併発するということが医学界では言われておりますし。これはやはり黒潮町

も真剣に考えるべき時期だと思います。

先ほど言いよった全国的な数字というのはあんまり私の方も細かく分かりませんが、この公益財団法人の前立腺研究財団が調べておるこのポスターの下の方、細くて分からんと思いますが、右下の方にも書いておりますように、2015年度の当財団の調査によると、83パーセント。先ほど70パーセント言いましたけど、もっと多くの市町村がこのPSA検査を実施しておるということが書いておられます。だから、厚生労働省が確かにまだ今はそういうことでできてないかも分かりませんが、人間ドック等でもこれが有効とされて、当然検査をされて、それに引っ掛かる方もおるようです。当然、国保の医療費にも、病気になれば早い処置をしないと医療費も高くなってきますし、黒潮町の場合も入院をしたら300万、380万ぐらいの医療費が要りようではないかなと思います。ただ、これサイレントキラーいいますように、じわじわいきますということで、通常の場合は、80歳ぐらいの方は、約8割の方が感染しておる可能性もあるといわれている情報もあるようです。そうした場合に、高齢だからそのままじいっと亡くなっていくということでしたら、そのために経費を掛けないということじゃなくて、やっぱり健康で一生、80であろうがやっぱり健康でいたいという願いは住民にあると思います。ぜひですねその付近は他町村にも習ってやっぱりやっていくべきだろうと思いますし、県下34町村のうち23町村が既に実施をしております。全国のあれには及びませんが、67.6パーセント、約7割の近くの市町村が既に実施しておるわけです。黒潮町は遅れております。言い訳として、厚生労働省が言いよう分を引用するんじゃないくて、やっぱり全国的な流れ、泌尿器学会とかですね、そういうところの専門も全国的に学会の中で論議しておる中では有効となっておりますので。厚生労働省だけではなくて、こういうことも多少信用しながらやっていくということが大事ではないかなと思います。

ちなみに、四万十町、四万十市、三原。この周辺で何カ所か聞いてみましたらやっておるようです。宿毛もやっております。四万十町は、生保や70歳以上の方は無料。その他の所は大体400円ぐらいでやっております。

それと県もですね、今先ほど言いよったように、こういうパンフを町村に配ってやっておりますが、黒潮町の場合には取り組みが若干悪いかと思うてますのは、こんなせっかく県からパンフが来て、無料でやりやすよというていうことが来ておるにもかかわらず、55歳の特定健診の対象者の方に案内をどうもしてないがやないかなと。特定健診の用紙を送るときに、町村は金も要らないのにこれは渡しておるかどうかがちょっと疑問になるがです。この対象者の方に、そういう資料なども送ってますかね。私、特定健診の案内来ましたので私はこの対象年齢じゃないですけども。ひょっと全体的に啓発も兼ねてするのであれば、これを活用して、やはり本人責任であろうが何であろうが、やっぱり啓発していくというのは大事なことなんですけども、どうも黒潮の場合には、これに対しての取り組みが悪いと思われるがです。こういうパンフレットも、どうも特定健診の対象者に配っておるようには見受けられませんので。その付近はどんなになってますかね。

やはり国保も非常に赤字。今年は単年度では黒字になってますけど。やはり医療費抑えていくためにも必要だと思います。これで検診に引っ掛かって、それから後、直腸診とか、それから生検とかね、いろいろしていかないかん段階はあると思うんですけども、やはり早めに発見すれば、つらい思いをしなくて済むということが出てきます。これは町民のやっぱり生活の質の向上になるんですよ。それはやはり考えていくべきじゃないかなと。他町村もやってますし。8割の所が全国でやりようとなってくると、黒潮町もただやらんこと理由の中に、厚生労働省が有効なあれとしてまだ今のところ認めてないとしてもですね、今までずっと各町村がやっておるということは、それだけの成果も上がりようという、検証もされておるということの一つの数値だと思いますが。

どう考えますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

最初に県の事業と致しまして、前立腺特異抗原検査 PSA、28 年度、29 年度に 55 歳になられる男性を対象に無料で実施するという、この事業ですが。黒潮町では、集団健診、個別健診での周知は今までできておりません。今後、集団検診につきましては、次回の実施会場での受付時に、この事業によりまして PSA 検査が無料でできることを周知し、希望者の方に PSA 検査を実施したいと考えております。

また、個別健診につきましては、特定健診未受診者の方に受診勧奨を行う際に、この事業での高知県から委託を受けた医療機関、先ほど議員も申しましたが、町内では佐賀診療所、拳ノ川診療所、大方クリニックでも受診ができるということで。その個別健診の周知を、文書により周知をしたいと考えております。

それから次に、他市町村も多くやっているということですが。先ほどの答弁でもちょっと申しましたが、他の市町村の状況も一応考慮をしながら、今後検討していきたいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

この県の検診は昨年からやってるんですよ。今年 2 年目。だから昨年ちょっと実施が、11 月ごろですかね、この制度ができたのが。だから 11 月ごろだから、もう既に特定検診が終わりかけようということで非常に少なかった関係で、28 年度の 55 歳、29 年度の 55 歳を対象に今度県はやりゆうようですけども。この制度も県独自で全額費用負担というのはなかなか大変だろうと思いますが、どれぐらい続けてやられる予定ですかというて聞いたら、今のところ 30 年度までのということでした。続けていくかはまた別ということですけども。せっかくこの県がやりようのは、そういう検診を町村に強制的にはできんですけども、町村もやっぱり考えてほしいというところもあると思うんです。住民にも当然、この検診の意識をやっぱりこう何言いますか、高めるということで、サイレンとキラールである前立腺がんを予防していくという目的があるんですよ。ほんで県が今度一元化で国保も県が管理するようになって、やはりこのがんというのは、肺がんもそうですけども、それを治すには非常に高い薬が要ってきますので、最終的に町村の医療費が高くなってくる。それで気が付かんずつにおったら、進行しちゆう場合、ゆっくりであっても静かにこの分は症状も出ん間にいきますので、早期発見、早期治療は経過観察とかホルモン治療とか、そういうもので治療できる場合もあるようですけども。切除とかそういうようなことになると、現在のところ手術の方も、ロボットを使うてやるダ・ヴィンチとかね、こないだも高知大学の医学部の方に入ったようですけども。2 台目が。そういうのを使うてやるという、非常に小さいところでやりますので、そういう機械を活用していくと。それを使うと、70 万、80 万の機器使用料が掛かってきますので。それは保険対象に、この前前からなっております。そういうのを考えると、やはり住民にそういう経費負担や国保の負担を少のうにするためには、やはり町村もそれなりの覚悟を持ってがん検診をやっていくということが大事じゃと思うんですよ。

特に今、先ほどおっしゃられたがん検診の中でね、女性の検診はいろいろ皆さんから要望もあって増えてきておるんですけど、男性の特異な男性の検診というのはこれ一つだと思うんです。やはり寿命の方も男性の方が少ないです。平均余命も少ないです。それもある程度伸ばすためにも、高齢者の、先ほど言った 80 歳以上になってきたら 8 割ぐらいがかかっているんじゃないかと推測されるという話もありますので、ぜひ早めに

検診をしていただいて。表向いて出てくるというのは少ないかも知れませんが、やはりこれは積極的に、他町村も聞いて積極的にやるというぐらいの心構えはできませんか。

基本的に、その前立腺がんをなめちゅうというわけじゃないがですけど、これも2年にまたがってそういうあれをしてないというのは、そういう意識が検診の中にはないのではないかなと思いますので、今回取り上げたがです。

そして、その取り上げた後に、ここの階段、下へ降りていた所にですね、まちづくり課の入口の所にこのポスターがあったがですよ。ここの財団法人の方に尋ねたら、利用してもいいということでここへ出したんですけど。やはりこうやってせつかくそういう財団らもつくって、厚生省はそういいながら、国の財源も公益財団でするので多少なりとも要ってると思うんですが。その付近もあって、このポスターも出しておると思うんですよ。

そしたら、全国で83パーセント、高知県で約7割がやりようとなったら、もうそろそろ決断してもいいんじゃないですか。

再度伺います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

積極的に、この時点でどうか決断したらということですが。総合的に、やっぱり今からも検討していく必要があると考えます。

もし新たに町の集団検診でPSA検査を行うとしたら、対象者とか費用負担とか、それから負担をいただくようになれば、また手数料の条例改正とか、それから検診方法とかが検討が必要になるということもありますので、検討をしていきたいということでお願いを致します。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

やはりこれは財源的にも要ると思います。今、何言いますか後期高齢も含めて特定健診の対象者、後期高齢の分含めて1,703人ぐらいが対象者のようです。そのうちの検診を受けられる方が40パーセントですかね。それぐらいの人数ですので、金額的に言いますと、幡多の検診センターに尋ねますと、採血料も含めて2,360円ぐらいということですよ。特定健診でやりますと、採血料はそっちに含まれますので、実質的には2,260円ですか。それで大体の町村が400円の負担でやっていますので、それを引きますと1,960円ぐらいの負担になりますし。150万以下ぐらいで大体負担費用がなると思うんですが。

町長、どうですかね。我々男性の立場から見たらですよ、やはり我々が高齢になっていくときにこのがんが非常に多くなっていくことは事実、その推計値も出てきますし。黒潮町の国保のデータでも出てきて、これは確実なデータだと思いますし。推計値でももうトップクラス、断トツにこれが上がっていくであろうとされています。

そんなときに、他町村もやりようのこの黒潮が国保経費を防ぐためにも、やはりこれは検診に取り入れていくべきではないでしょうか。いろんな論議はあると思いますが、ただやらんことのために厚生労働省がまだよう決定しちやらんことを使うんじゃないくて、他町村がこれぐらいやっておりますので。

ぜひ黒潮も、せめて来年度から仲間入りするような方向性は見いだせんもんですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

課長も答弁しましたように、単発で考えるんじゃなくて、全体の中でどのメニューを選択していくのかというのが、このがん検診等々を含めた全体の要望活動の論点だと思ってます。その中で前立腺がんをどう位置付けるのかということなので。

少し単体で、どこもやってるのでうちも議論なしでやります、ということにはなりません。すべて議論を尽くして、政策選択をして、議会に提案させていただくということです。

なので、少し全体を整理させていただいて、その中のメニューとして前立腺がんの検診をどう位置付けるのかということから、少しお時間を頂いて検討させていただければと思います。

議長（山崎正男君）

藤本議員。

3番（藤本岩義君）

全体を見ながら検討をしていただけるということで。ぜひ十分な検討を、他町村にも聞きながら、また県がこういうことをやっていますので、県の方にもどういう考えでやっておるのかも含めてきちっと調査をして検討して、できれば来年度あたりからそういうふうに行えるように頑張りたいと思いますし。

先ほど町長が言われたように、他のがん検診も考えていかなければなりませんので、それは当然です。他のがん検診も前からいわれておるように、胃がんも透視じゃなくて、カメラでやれば非常に精度が高くなってくるし、そちらの方が苦痛もなくて発見率も高いといわれていますけど。今、厚生労働省の方では、まだその付近まで考え方が来てないわけですよ。それと同じことで、やはり今現場の方では、その方がいいといわれておることがあるがですよ。それからそういうことも検討する中で考えていただいて、ぜひ来年から取り入れていただけるようなことを十分検討していただきたいと思います。

それから、何遍も言いますが、これについては今からでも遅くないと思いますので、まだ6月ですので。対象者にはやはり町が一銭も出さんずつに済みますので、これは住民票からリストアップして、国保の分と合わせてやれば対象者はすぐ出てくると思いますので。これはこれだけのパンフでだけじゃなくて、いろんなことを啓発も兼ねて、すぐにでも対応をしていただいたらと思います。

今まで黒潮町が放置した責任も含めて、やっぱり大事ですので、すぐにやっただくということで。

それはできますでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほども申しましたが、集団健診の健診会場の受付で周知をして実施をしたいと思います。

それから、個別健診については、未受診者の受診勧奨の際に文書で送付して周知をしたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

それでは、その点についてはよろしく申し上げます。

次に、防災対策に移ります。

黒潮町では、町長を筆頭に職員の頑張りもあって、津波対策や避難道、避難タワー、防災教育も相当進んだものと思います。今回は津波を逃れたとしても、次に起きることが予想される通電火災です。火災が発生しますと、せっかく助かった命も財産も、あっという間になくなる可能性があります。当然、消防車も来ることもなく、もう地域住民で消せることもなく、火災があれば当然、すべて持っていかれることになると思います。

今回の提案として、電源遮断機は、最近の新築の家では遮断機が付いたブレーカーを設置されておる新築家屋もあるようですが、私の言うのは、今までの既設の家屋に簡易型電源遮断機を各家庭に設置ができないかというものです。

メーカーの宣伝になりますので、メーカーも何も言いませんが、必要な方はパンフレットなんか事務局に送ってきておりますので、また見ていただけたらと思いますが。単純にブレーカーの所に引っ掛けて、下に重りがある、地震震度5以上、7ぐらいになったら、それが転げ落ちて、落ちたらそのひもでブレーカーを手作業やなくて落とすという、単純な仕組みのもんです。定価は3,000円ちょっとぐらいだと思うんですけども。これいろんなメーカーが出てますので、一つとして、これが一番私見たとこ単純だなと思うて思いましたのでネットで取ってみました。

これを密集地域ではやった事例はあるようですけども、黒潮は震度7の相当強く揺れますので、密集地域じゃなくても通電火災が起きる可能性としてはあります。今までの火災では、東日本大震災でも、火災のうち不明でまだ調査中というのは25パーセントぐらい。ほんで、通電とか電気火災がやっぱり54パーセントぐらいあるといわれてます。阪神大震災でも結構、半分以上の火災が起きておりますので。特に阪神大震災はあまりにも焼け過ぎて、原因が分からんというのが半分、50パーセントぐらいあるようですけども。

こういうことがいろいろ言われてますので、ぜひその付近の対策ができないかということでお伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の一般質問、通告書に基づきまして防災対策についてのご質問にお答え致します。

出火防止対策の通電火災に対して電源遮断機の導入ができないかということですが、その装置の一つである感震ブレーカーは、電気を自動的に遮断できることから、電気器具による出火を防ぐことができます。この感震ブレーカーについては、購入に係る経費の2分の1について高知県が、地震、火災による被害軽減を図ることを目的として実施する高知県地震火災対策推進事業により補助が受けられます。

この補助の対象は、高知県が策定した高知県地震火災対策指針の地震火災対策を重点的に推進する地区となっています。その重点推進地区を定めるに当たっては、高知県地震火災対策検討会において、人口や建物の密集度、燃え広がりにくさの指標を用いて2段階で行うという抽出方法を決定し、県下の市街地を評価。その結果を基に、県と市町で協議を行い、11市町の19地区を定めております。

幡多管内では四万十市の一部がその重点推進地区として定められており、高知県地震火災対策推進事業による補助と、重点推進地区の中でも国のモデル地域としての指定を受けており購入に対する寄贈を受けたことあることから、重点推進地区の範囲の3,300戸へ無償配布をしております。

黒潮町内では重点推進地区等の指定がないため、高知県地震火災対策推進事業費補助金の対象となる地区はございません。

感震ブレーカーに対する補助事業がなく、町単独事業となると財政的な問題もあり、配布については困難な

状況ですが、感電ブレーカーは議員ご質問のとおり出火を防ぎ、火元を減らすことで、出火拡大の低減を図ることから有効な手段ですので、広報等の周知により、各家庭の感電ブレーカーに対する認知を図り、その設置に向け、普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

四万十市はね早もう3年ほど前ですか、やっておられたと思いますが、それは指定の区域だけなんですよ。住家が密集しておると、1軒出れば4、5軒とか、そういう形で増えていきますので、当然一番火災が怖いということになってくると思います。

しかし、黒潮の場合は先ほどおっしゃられたように対象地域でないがですよ。これはまあ承知していますが。私言うのは対象地域でなくても、やはり古くなった家で生活されておる高齢者の方もおりますし。一人の犠牲者も出さないという方針でいきよう黒潮町にとって、特に今までは、この数年の間は津波津波で事業をやってきました。相当、一番最初に言うたように、避難タワーやそういうもん含めてだいぶ出来上がりました。私たちが山間部をあちこち訪問すると、もうあれをやりゆうき事業も遅れてもしゃあないなという、あきらめの分も結構あるんですよ。そちらの会計やきちよっと待ちよってや、いう話もしながら話も聞くこともあるんですけども。

せめてこういう機器の、全額とまで言いませんが、一部補助でもして黒潮独自の取り組みとして、やはりその経費の要らった、津波とかそういうもんで経費の要らった分を、逆にそういう山間部の人たちにもやっていくというのは大事ではないかなと。もうそろそろそちらの方に目も向けて、前にも言いよった山崩れとかがけ崩れ、橋とかそういう孤立集落を防ぐとか、そういうことも一緒にこのことも考えていただくというのが、黒潮町の犠牲者を出さないという基本方針に基づく施策ではないかなと思います。

県の補助がなくても何らかの方法で何年か計画でやっていけばできる方法もあろうと思いますが、そういうことを検討して今後そういう方向に持っていくという考え方はございませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

補助という形が取れないかというご質問であったかと思いますが。仮に、感震ブレーカーに対します補助をすとした場合、先ほど申しましたようにエリア限定されていない以上、四万十市のように限定がない場合は全地域が対象となると思います。そうした場合、全戸とした場合は約5,000戸、5,000世帯が対象となるため、自己負担、例えば2分の1と設定した場合でも相当の費用を要することになります。

何らかの判断基準を受けて地区を限定するとなった場合は、対象外の地区への明確なその違いに対して示す必要がありますので、専門的知見を持ってない当町では、それに対しても困難と考えております。

地震の揺れから命を守る対策として非常に火災を防ぐといったことも大事ですけども、耐震改修また家屋固定の補助を行っておりますので、そうした対策をまたより推進していくといったことも必要かと思っております。感震ブレーカーについては、避難後に少しずつ時間を置いて発生する火災への対策となりますので、設置することでご自身の財産を守り、地域の火災抑制になるといったことをご理解いただきまして、普及促進にご協力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

その世帯数はそのとおりです。しかし、津波の来る所、ほいたらのけるかという話にもなると思うんですけど、そんなことはできませんので。揺れだけの場合もありますので。それ当然、そういうことは大事ながです。しかし、この火災というのは本当に、震災火災というのは結構多くて、それによって命を失ったり財産を失いゆうことも事実ながです。やっぱり町民を守るために、何らかの方法で一挙にその5,000円を出すというたら大変ながです。地籍調査も一篇にやってないと同じことで、地域を順番に定めながら、一番この付近は古い住宅らがあると。古い言うたら失礼ですけど、年数のたっておる住宅があるとかいうことを併せてやっていくという方法がまず一つと。

それからもう一つは、今黒潮町が取り組んでいる耐震の補助を出しておりますが、そこにちょっと加えて、それもやっていただくとかいうようなことができなかなと。耐震の工事をやったときに、そういうブレーカー付けている方もおるとは思いますけども。そこに少しこういうものができないかなと。大事なところは家も買えらったけど、物が配線がちょっと切れたりして、そこから火事が発生するということがありますので。この付近が少し考え方を変えて、その耐震の工事と併せて何とか一部でもできないかなと。そしたら数的には一挙には上がってこんとします。

どうですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

いろいろ手法についてご提案をいただきましたので、それ一つ一つはちょっと検討をさせていただかなければならないかなと思いますけれども。

ひとつご理解いただきたいのは、自分たちはこの防災施策だけではないですけども、各種施策の選択をするときに、どういう判断基準に基づいてやっているのか。よく言われますように、いわゆるソーシャル・ウェルフェアの充実していきますと、ヒューマンファクターが下がっていきますよと。一般論でこういうことになっております。これは当然のことでございます。個人が今までやっていたところの両域を行政がやりますからということですので、必ずこういうことになります。これが、こと防災に関しては非常に危険な選択になります。従いまして、自分たちは特に防災で政策選択をする場合には、住民の皆さんの自主性を醸発することにつながるかどうか。つまり、わがこととしてとらえていただける黒潮町の目指す防災に資する政策になっているのかどうか。こういったことを非常に危惧（きぐ）するわけです。つまり、犠牲者ゼロを目指そうとすると、どうしても住民の皆さんの主体性、これにスライドをした防災を確立しなければなりません。そういうときに何でもかんでも行政が手を出して、あれもやりますこれもやりますで、本当にこれまでの、いわゆる昭和36年からずっとマインドを植え付けてこられた災害対策基本法の理念が、それをひっくり返そうと自分たちは今しているわけでございます。それを確立するためには、ある一定自分たちは、やったら効果が高いこと、短中期的には効果が高いと見込めるものでも、もっとその先を見て政策選択をしていかなければ、犠牲者ゼロは達成できないと自分たちはそのように思っております。

従いまして、議会の場での議員からのご提案ですので、検討しないということにはなりません。従いまして

を使ったりしゅうのも見受けられます。そういう状況ですので、家へ帰れば思いっきり使えるわけですが。その思いっきりがやはりこの原因を作っておる可能性としてあると思います。この状態を放置し、加入者増や公共 Wi-Fi を接続することはどだい無理があるのではないかなと思ってます。

せんだって議員協議会で頂いた、黒潮町まち・ひと・しごと創生事業戦略アクションプラン 29 年度版の最後の方にも、都市と地方の格差の是正が記載されています。28 年度の加入率 48.5 パーセントを 31 年には 54.8 パーセントとしたいと。これがすべて、ほいたら町民の希望なのか、住民の希望とかに沿うものかいう、これは私は分かりませんが。一応目標として情報が必要な人たちが 54 パーセントぐらいになるようにということであろうと思うけども、これは分かりません。要らん人もおるとお思いますので、分かりませんが。目標を掲げていますが。現在加入している皆さんに迷惑を掛けないように、最初に 100 メガでベストエフォートじゃということできよったものが、だんだんだんだんもう機械をぶっつけとうなるというような人もおりましたが。そういうことのないように、ストレスもなくすっきりとして使えるような対応を考える必要があると思いますかどうか。

今回変えた業者は、そのデータをグラフ化できるようになっておるようでして。せんだって所管課の方でもらいましたら、やはりこの黄色い所へ全部当たっているがですね。頭をつかえちやうがです。データが。データというか使用の量が。もうこれは全く飽和状態ながですよ。なおかつ、これ 1 週間の分ですけども、土曜日曜あたりは昼間もほぼそれに近い、上の白い分がもうなくなりよう状況にあるがです。特に土曜日あたりは、もう夜間の、朝の 3 時ごろになってきたら空きますけど。ほかの所は昼間も、もう頭につかえちやうがですよ。飽和状態ながです。このまま放置することが、やはり情報の格差をなくするところからいくと、そのままでいいのかどうかということが少し最近気になってきましたので、この対策についてやはり対応を。応急処置は 3 月の 20 日ですかね、その付近にしたとは思いますが、根本的などころで考えていく必要があるのではないかなと。町がケーブルを引っ張った関係で他の業者がまったく入ってきませんので。

この付近も含めて検討する余地があると思いますが、どのように考えておられますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員一般質問、情報基盤整備について、カッコ 1、本年度から整備する公共 Wi-Fi は先の議会で IWK 回線を利用との答弁だったが、遅くなったといわれている通信速度は大丈夫か。現在取っているデータも示してください、のご質問に対してお答えします。

現在の IWK インターネットサービス状況ですが、昨年度、上位回線契約の見直しを行い、回線の改修を図ったところで、通信速度も改善されたところです。しかしながら、議員ご質問のとおり利用者の利用状況は大容量データのやり取りや、高速化されたデータ通信への対応が著しく進んでいる状況で、5 月末ごろから土曜日、日曜日の日中時間帯の利用増加、平日においても 20 時から 23 時の時間帯の回線容量が一杯となること、データ収集により確認されております。そういったことから、回線が遅い、動画が止まるなどの加入者の影響が出ていることが現状となっております。

議員ご質問のとおり、本年度は総務省の補助金を活用し 22 カ所へ Wi-Fi 整備の予定しております。IWK の回線を利用した形となりますけども、IWK 回線については先ほど申し上げたような状況です。

そういった状況の中、回線契約業者とはこの上位回線にやり直した以降協議をしており、現状の改善については対応するよう取り組んでいるところがございます。その対策の中で、本年度の Wi-Fi 整備について IWK の通信に対しての影響のないような形にしていきたいというふうに考えております。

Wi-Fi については、平成 30 年度以降も整備が見込まれている状況です。これらすべてに IWK の回線を利用することは速度への影響、また、それ以外にも問題が生じる可能性があるため、今後の整備については本年度の状況を勘案、分析しながら進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今言われたとおり、データ的には非常に多くなってきておる、それは認識していただいております。その対策をです、やっぱり長期的に考えながらしていかないと、これ以上募集をしても、なかなかその最初の契約の 100 メガのベストエフォートには程遠い状況なんです。なのに契約行為ができるかというような問題も出てきます。確かに、言いよったように最大限の努力いうところであるんですけども、最大限の努力を本当にしゅうかというところになってくると思うんです。それはプロバイダーの業者によってもこの差は相当ありますし、金額的にも安いところも高いところもあります。黒潮の場合、普通のよりちょっと安いぐらいの金額で契約してます。

それと、これが 100 分の 1 にもなったりしようというのが、これは契約違反と言われても仕方がない状況にあるがです。そんな中で Wi-Fi の分をはめていくというのは若干問題があるかなと。早急に対策をしないといかないがじゃないかなと思うがです。Wi-Fi も、これ私も気になってましたんで、前から提案もしてきた分です。調べよりましたら、やはり防災と、それから観光とか、例えば黒潮町であれば入野の海岸とか、佐賀であれば黒潮一番地の付近へ付けていくっていうのが一つの考え方なんです。観光にも使ってもらおう。それから学校教育にも使えるということになってくると思うんですが、それを単純に IWK につないでやるとなると、防災上いかなもんかなというもんがあるがです。IWK の分も有線ながです。有線については切れる可能性があるがです。黒潮町の場合も国道 56 号通ってますので。ループ回線はしておるにしても完全ループでありませんので、回線が切れる可能性としてあるがです。そうした場合にやはり、前に見せたかなと思うんですが、電源の確保と、それからアクセスする回線といいますか、その確保は別の考え方でやっぱりやっていくべきであろう。そうすると、災害時のことを考えるとまず使えない。使うとすれば、やっぱりソーラーとかドコモとかいう電話会社の回線をそこに置いてやっていくという方法しか考えられんかなと思うがです。その付近がどうも災害という面から考えると、先ほども言うたように甘いかなと思うがです。それから Wi-Fi も高校とか学校にも付けるようなんですが、ここへ付けたら途端に多分、スマホ持ってる方がたくさんおられますので、昼間もちょっとした時間にアクセスして満杯状態になるがはもう目に見えちゃうがやないかなと思うて心配しようがです。そうしたときに、日常に仕事から帰ってきてパソコンでちょっと作業をしたいとかいう方とか、画像を取り入れたいとかいう方にとっては、非常にストレスがたまってくると思うんですが。やはりここは経費は少し要るかも分かりませんが、これが取りあえず解決できる方法としては回線の容量を上げるしかないかなと。

もう 1 点は、前から言っておるんですけども、もう一つランクを変えて、少ない容量でいい人は少ない容量にして、最近はまだ全国的にも情報の格差なくするために 1 ギガぐらいのやつでやられておると思うんです。その代わり使用料は上げてやっていくという考え方も必要かなと、今の時期に。

そういうような検討はされる考えはございますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、Wi-Fi の整備についてでございますけども、一定防災の観点から避難所等に整備をするということで、今年度 22 カ所に整備するようしております。その使用に関して、防災時に Wi-Fi の使い方とか、そういったところをもう少し整理をしながら、今後も考えていかななくてはならないというふうに思っております。

そうした中、議員がご質問されたようなところも加味しながら、検討していく必要があるかと思っておりますけども。まず Wi-Fi の整備に関しては、今後、観光的な目的とかそういったところも出てきます。そうしたところで、現在の回線の使用についてもどのようにしていくかということは考えていく必要はあろうかと思っております。そうしたところで、もちろん一番大事なのは、現在使用している回線に対して Wi-Fi を整備することによって影響がでることがないように、それはもう基本だというふうに思っておりますので、そこらへんを考えながら今後は整備を進めていく必要はあろうかというふうに思います。

また、使用料に関してですけども、そこはまた今後一定議論をしていく必要がありますし、現在のところは、その検討をするということは考えていないという状況でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

影響がないよということはないと思うがですよ。はめたら絶対影響あります。

先ほども言ったように、学校らへはめたらもう絶対、子どもたちは自分のドコモや au やソフトバンクの回線を使わずに Wi-Fi を利用します。なぜかいうたら料金要りませんから。1 ギガであれば 1,000 円ぐらいまた余分に取られるとなりますので、絶対使います。家へ帰ったら、今使われてるのは多分、想定ですけど、それ全部調べゆわけじゃない、想定ですけど、子どもたちが帰ったときの時間帯を見ればぐっと下がってきますので。ということは、業者が作っておるグラフのように、このデータの基になっているのはそういうことだと思うんですよ。パソコンぐらいやったらそれほどないがですけど、一家に一台やなくて、一家に 5 人家族がおれば 5 人が全部ほとんどスマホを持っていますので、それが一斉にそこアクセスしたり、本人が意図とせんでも、バージョンアップがあったりしたらもう勝手に動き出しますので、そういう部分でこれが混んでると思うんですが。これはその影響ないとは考えられんと思うんですが。

その対策はええんですかね、本当に。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答えします。

先ほどおっしゃられたように、全く影響がないかといったら、それは当然回線を使いますので、影響はあると思います。ただ、その影響があるといったところで使用時のピークといったところで行くと、昼間等は当然、学校等でも使用されるというケースが出てきますけど、そこは夜間には使用されないといったところが出てきます。

そうしたところで、今年度に関しては、導入していく Wi-Fi の状況、また IWK の回線状況といったところを、まずデータを見ながらどのように対策を取っていくかといったところを検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

検討するいうても、検討ごし何か、最近はこんなに真っ赤というか、もう上がなくなってきていますので、それは本当に危機的にやっぱり考えてほしいがです。多くの住民と契約しておることですから。やはりそれは不満は出てきます。私は、最低でも 100 分の 30 ぐらいは、一番混んだときでもゆとりがほしいと思うがです。

そういうのを目指して検討することはできますかね、町長。予算的なものもあると思いますので、非常に厳しい時期ですので難しいとは思いますが。このまま放置はできないと思うがです。

どうでしょう。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

情報防災課長も答弁させていただきましたように、いったん通信速度についての改善を図らしていただいて、その上でまた Wi-Fi を IWK においてねじ込むわけですので、一回それを運用し始めてからのデータを取らせていただきたいと思っています。

恐らく議員からのご指摘は、こと Wi-Fi に特化しますと、その IWK 回線ではなくて独立してということだと思うんですけれども。当然それも選択枝として、検討材料として自分たちも認識しておりますので、少しデータを取る時間を頂ければと思います。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

それではそのようにぜひデータも取っていただいて、契約しておる住民に契約不履行やないですけど、やはりベストエフォートですので最大限の努力するということを見せんと、やはり苦情も来ます。最低限 100 分の 30、なんぼ遅いときでも 100 分の 30 ぐらいのあれができれば、何とか皆満足するがじゃないかなと思いますし、ストレスもなくなると思いますので。ぜひその方向で、金を掛けることもよし、それから業者との交渉でそれが改善できることがあればどんどん改善をしていただいて、対応をしていただきたいと思います。

Wi-Fi については影響のないようにということですので、ちょっと私の方も様子を見させていただくということで、この質問を終わりたいと思います。

ちょうど昼になりましたので、これで少し休憩させていただきます。

議長（山崎正男君）

藤本君の質問の途中でございますが、お昼になりましたのでこの際、1 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 13 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

藤本岩義君。

3 番 (藤本岩義君)

それでは、午後の部に入っていきたいと思います。

防災対策ですが、この質問も何度か致しましたので難しいということは理解しておりますが、34メートルの津波の来る町として、放送局には継続して働き掛けが必要だと思えます。情報の収集の方法としてのラジオの威力というのは、東北の地震も調べていただいても分かるように相当あります。RKC には前回の質問では断られたということですが、これもあきらめずにいかないかと思えますし。NHK には対応していないということ聞いておりました。その後、されたのでしょうか。

この前も確か提案したんではなかったかと思えますが、希望の持てる方法として FM 補完局というのがございます。FM 補完局というのは、難聴対策または災害対策の必要性が認められる場合に限り開設できるというのがございます。四国総合通信管理局内では、愛媛県の南海放送の6局に加え、NHK が南海地震対策として、徳島、愛媛、高知の宿毛市に3局、予備免許が既に下りてます。特に NHK は公共的放送が強いので、不感地帯の佐賀地区に AM ラジオを置くのが一番いいわけなんですけども、どうしても駄目なら、この FM 補完中継局を設置を粘り強くやはりやっていく、要望していく必要があると思えますが、その考えはありますでしょうか。

これはテレビのデジタル化の成果といえますか、デジタル化の中で VHF の電波周波数帯が空きました。それの旧テレビの1チャンネルから3チャンネルの間が VHF のローバンドですが、その周波数帯を利用して、先ほど言いましたように、国は災害対策、地理的に入ってこないことか、都市型の難聴対策らも含めて、あるいは外国の放送が混信で分からないというような所を、AM 放送から FM に変えてするというのが FM 補完局です。これはもう、既に宿毛辺りはもう運動したんでしょうかね。既に開局をしておりますし。高知放送 RKC の方も 90.8 メガで、出力は分かりませんが高知市の難聴地域の方に対応すると伺ってます。

やはりこれらも、早くからテレビがデジタル化になった時分の付近に私も言いましたけど、そういう電波の有効活用利用が計画されておるときに、こちらもその情報も仕入れていただいて、粘り強く交渉していく必要があると思えます。テレビ朝日のときも相当苦労したと思えますけども。テレビ朝日のが済んだら放置せずに、やはり粘り強くやっていく、このことが実現に向けて大事なことだろうと思えますが。

その付近はどのような対策でいっておられるのでしょうか。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

藤本議員、カッコ2、佐賀地区への民放、NHK ラジオ放送局の設置はどこまで対応されているか、のご質問に対してお答え致します。

放送局設置に関しては、現在のところ以前と変わりがなく、電波到達状況等に変化はございません。今後においても、民法、NHK とともに置局整備の予定はないという状況です。

民法のラジオ放送については、高知放送でのインターネットラジオ放送ラジコでの代替等が現在の対応となっております。

また、ご質問の中にありました NHK ラジオの同様のサービスでございますけども、現在も配信地域は高知県にない状況です。NHK とは昨年度、不感知地域対策に対して情報収集の機会を設けておらず、対応ができずに現在に至っております。今後、どのような対策が有効であるか等、また協議をしていきたいというふうを考えております。

また、告知端末機を使つての放送提供についても、入野センターの改修により可能となります。改修に対する国、県の有効な補助事業が現在のところはない状況ですけども、運用を開始しております臨時災害放送局機

器の受信機としても、災害時の情報収集手段の有効なツールとして考えていますので、国、県への補助に対する要望をしながら、実現に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

何かそっけなかったんで何か、何言おうかな思うて思うんですけど。

やはり運動いいますか、要望はですね要望のないところに物事はできませんので。金が余っているわけじゃありません。NHK だってどこだって。やはり要望をどれだけ続けていくかに懸かっていると思うがです。

宿毛がどれぐらいやったかは分かりませんが、宿毛は既に AM の放送局あります。ありますが、やはり不感地帯があるということで、この FM 補完局という、AM を FM に変換して流す。これをやっておられるんですよ。確かに、告知端末で流すという方法も前から一考で考えられないかということも言いましたけども、これではなかなかその災害時に活用できません。特にラジオというのはテレビと違って、小さい携帯のラジオで視聴できるし、一番情報が入ってきやすい。東北の方のアンケートでも、7割、8割の人がテレビよりもラジオから情報を仕入れたということがあります。

確かに黒潮町も、四国総合通信管理局から免許をもらって災害時に FM の開局はできることになってますが、これはそのときだけなんですよね。そしたら周波数も分からんし、いつ、周波数のお知らせも多分してないと思うんですよ。役場の方ができると思うちやうがですけど、実際に受信する側にとってみれば周波数も分からんし、何も今まで知らされたことはないと思うがですよ。それで常時放送がされておるといのが一番強みで、日常の番組も、特に高齢者の人たちはテレビ見んずつにそのままラジオを聞きながら作業をしておる方などもおりゆうがですよ。ハウスの中らにもおりますし。そういう方たちに情報がすつと渡るのは、やはりラジオが一番、テレビと違っていいわけでした。このことを考えると、34メートルの津波が来る黒潮町としては、一番強みを持ってやっぱり要望をしていくべきだと思うがです。

ほんで、高知放送も断られたいうことでしたけども、この FM 補完局の方はまだできるゆとりはあると思うがです。南海放送はもう既に6局申請をして、愛媛県内はやってますし。この付近を粘り強くやっぱりやっていく、そのまま止まるんじゃないかと、いつもいつも機会があるごとに言うていくということと。

それから、特に NHK は特に公共放送ですので、入らんところがあつたら極端に言うたらおかしい話ながです。テレビであっても共聴システムやっちはめるとか、ケーブルテレビやるとか、いろいろな形ではめていきますので。NHK の場合にはその付近を、逆に黒潮町は入らんことを強みにやっっていくべきだと思うんですが。どれぐらいの感覚でいきようか分かりませんが、NHK にはほとんどしてないがじゃないかなと思います。先ほどいうた宿毛ができてますので、できんことないと思うがですよ。NHK であれ何であれ、特に不感地帯ですので。宿毛はあるのに入った。黒潮町には放送局はないですが、大方地域については中村の局が受信できるわけです。車で走ってみれば分かりますが、佐賀の方へ行ったらほとんどもうジャーっというて入らないわけですね。ここで聞いていても伊田のトンネル過ぎたらまず入らなくなって、周波数切り変えて、高知の局に切り替えていくということをしませうけども。

前の高知新聞にも載ったように、夜間その地震情報がきたときにぱつとラジオをかけたけど、情報を聞くために回したけど、全然違う放送局が入ったりしたいうて、高知新聞の記者などが書いておったように、黒潮町の特に佐賀地域は入らないがです。これの解消はやっぱり早くしていかないと、情報の伝達からいくと防災行政無線もケーブルも告知端末もいいんですが、その上にやっぱり公共電波でつながっていくというのは

特に大事やし、日常生活の方にも効力があると思いますので。特に高齢者の方は、そういうのを聞きたいと前から要望されておりましたので、しつこく聞いてます。

どういう形で計画をして、今後対応をしていかれますか、この放送局に対して。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

どのような形ということでございました。先ほど言いましたように、NHK に対してはどのような形でその不感地帯に対して対応できるかといったことの打ち合わせ、協議等ができておりません。そこをまずしていかなくてはならないというふうに考えています。その中で、ある一定不感地帯がどのような形であるかといったところも避難所等では調査もしておりますので、そういった情報を示しながら、こういったことが有効ではないかといったところを訴えていきながら、議員おっしゃられるように交渉の方をしていければというふうに思います。

また、FM の補完局に関してちょっとまだ見きれてないところがありますので、そちらに関しても調べて調査をしながら、そういったところも含めて交渉していければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

前回のときにですね、資料として私取り寄せた分で、安芸市が不感地帯のデータをきちっと記録した冊子を作っております。それを渡してありますが、そういうのを読んでいただいて早急にやっぱり整理して、黒潮町の状況はこうだと、こういうふうにしてもらわないと入らない所がたくさんあると。黒潮町独自でも調査したらこんな状態だと。困っておるといようなことを早めに、やっぱり一度でも二度でも行くということが大事ながですけど。

すぐにでも、中身はさて置いて、入らないが何とかならないかぐらいの話にはすぐにでも行っていただけると思うんですが、どうですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

先ほど言ったようにまだ一度も話ができていけませんので、ちょっと状況的なところ、こんなところというのは示す形で、できるだけ早い機会に話しに行ければというふうに思っています。

また、安芸市で作られているラジオが聞けるプランといったところも、黒潮町でも黒潮町版的なところをちょっと考えて、今後はそこに関してもそういったことを整理しながら交渉していければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひですね、積極的にやっぱり働き掛けていただく。動かないとやっぱり相手側も動いてくれませんので。ぜひその付近はあんまり間を置かずに、波状攻撃じゃないですけど、何回も何回もやっぱり言うていく、訪問もしていくということが大事だろうと思います。それで調査もされておるということですので、その現実を地図の上にも示しながら、やっぱり話していくということが大事だと思いますし。

それから、FM 補完局の方はまだ十分調べてないようですけども。これは先ほど言いよったように、デジタル放送の成果としてこの周波数が空きましたので、そこに使うていくことを決めて。もう既に愛媛県ではそれぐらいになってますし。高知県も宿毛、それから高知市の高知放送もそういうのをやれておりますので、やろう思うたらできんことはないと思いますし。特に公共放送ですので、NHK は。入らない所があったところがおかしいわけですので、極端に言えば。その対策として早急に、34 メートルの来る黒潮町というのは、こんなときこそ名称的にも使うていくべきじゃと思いますし、対応をお願いしたいと思いますが。

町長、最後に。

この前も聞きましたけど、やはり機会あるごとに町長も高知、東京らへ行かれてますんで、その付近を関係機関にご相談しながら実情を訴えていくということではできませんでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

先ほど防災課長も申しあげましたように、丸々のプランというのはちょっと先方にも失礼かと思っておりますので、いったん制度的な整理と現状の整備をさせていただいて、早急に対応をさせていただければと思います。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

7 分ばありますけど、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで藤本君の一般質問を終わります。

この際、1 時 55 分まで休憩します。

休 憩 13 時 45 分

再 開 13 時 55 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

4 番（矢野昭三君）

それでは、ただ今から質問に入らせていただきます。

昨年行われた合併 10 周年最後の年に、頑張って町長が取り組んでいただいた、津波から負けないそのイベント。結局、国際的にも黒潮町認知されるどころへ持って行っていただいた。世界の黒潮町になったわけでございます。

そこでですね、私が考えておるのは、これ以上もっと力をつけるために町としてどうあるべきかと。まあ質問の 1 番目にありますように、行政力の向上を図る必要がある。じゃあ限られた予算の中で、人員の中で、い

かにして行政力を高めていくか。これはですね、住民の福祉の増進を図るためには、町長の命令に対し、職員が精いっぱい努力する必要がある、そのための取り組みを問うわけです。

私が拝見する範囲の中では、大変忙しい中、こちらの質問に対しても適切に答えていただき、そういう職員たくさんいらっしゃると思いますが、これを一層高める必要があるということでございます。

そしてですね、新しく採用された職員すべてということではございませんが、学校。豊かな時代に生まれて、豊かな時代をずっと成長してきて、学校も卒業されておりますが、優秀な成績で。それまではこの採用試験受けて、こちらの職員になるまでは、すべての段階においてお客さまであったわけですね。学生含めてお客さまじゃと思うんです。お客さまというのは、自ら働いて労働の対価を得て給料を頂いて生活をするということではなしに、ご両親や周辺の方々の力によって学校へも行っていただくという、そういう中からのことでございます。

ところが、採用されるとですね、そのときから急に労働者。一生懸命働いていただいて、給料を職員は頂く。住民は町長にその給料を払っていただく。そういうことでございますので。

そこからですね、今私が一つ思いゆうのは、黒潮町職員のサービスの宣誓に関する条例の執行をどのようにしているか問いますと、こういうことでございます。まあ、あんまり難しいことではございません。条例に定められておりますので、要はそれを普段、町民は見ることはできません。ぜひですね、最初のところで町長としては、こういう気持ちで職員にこの条例の執行をしておるんだと。町長から頂いた行動表見てもそのことが書かれてございますが、中身については分かりませんので、ぜひこの場でですね、テレビを通じて言っていただくと、町民にもよくその姿勢が分かるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の一般質問の1、行政力の向上についてのご質問の1番目のご質問、サービス宣誓に関する条例の執行について、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されます黒潮町職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、第2条に、新たな職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない、と規定されております。この規定に基づき、新規採用職員につきましては、担当から、その意味や意義などの説明を受けた後、条例で示されている宣誓書に、署名、捺印をした上で、辞令交付式において宣誓書を読み上げ、誓（ちかい）を述べた上で、その職務に着任することとしております。

本年度につきましても、新年度の最初の勤務日となる4月3日に辞令交付式が執り行われ、新規に採用された職員の全員が宣誓書に署名をし、任命権者である町長の前で読み上げて職務に着任するなど、適正に執行されているものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

総務課長の方からお話聞きまして、概要は分かりました。

それでですね、何年前か忘れましたが、この場において、一般質問の中で先輩議員が、以前、職員には業務執行計画、それから報告を書いてもらいよったんだが、それはどういうわけでやめたのかという質問があった。

そのときの答弁は、パソコンで管理をしておるのでそれで十分じゃという答弁がありました。ただ、その日誌というものはですね、表紙だけは見てもいけないわけで、それにはサービスの心得。1 ページ表紙めくれば、その中には読み上げますと、私は地方公務員として良心的に勤務し常に公務員としての基本的な義務を十分心得るために、この条文を机上に置いて毎日1回必読の上サービスをすると。

次に、地方公務員法第31条、これはサービスの宣誓でございますが、主権が国民にあるということ、それは認める日本国憲法を尊重しとあります。だから、そういうふうに主権者は国民でございますよということを強く認識しですね、それから地方公務員法第30条では、サービスの基本基準。すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しと、こうあるんです。それから地公法第35条ですね、職務に専念する義務とございまして、その下に黒潮町長とございます。

それから、その次のページには、年間担当業務の具体的計画を書きまして、さらに月々の計画を書いて、それからその隣のページには、その月の実施状況を書く。最後には、年間担当業務の実施成果と反省事項を書く。こういうことを過去にはやっております、パソコンで管理というのは多分その月々、あるいは翌月以降の計画がそれに入力されているんだろうと思うわけです。その中身を私は見たことがございませんので、詳細は分かりませんが、そういったことで、絶えずですね、緊張感を持っていただいてやっていただくと、今以上の黒潮町の役場になると、こう考えるわけです。

その点については、通告がちょっと漏れておりますけど、関連でございますので、できたらお答えください。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の再質問にお答えします。

職員のスケジュール管理につきましては、議員がご指摘されますとおりコンピューターシステムの中で管理をしております。このシステムは、職員は誰もが確認できるものとなっており、予定の把握や行動計画についても確認することができますので、ある程度スケジュール管理が行われていると考えております。

また、議員がご指摘されます実績と課題などにつきましては、事業ごとや業務ごとになりますが、各課で作成しておりますサマーレビューや、事業計画、または新たに作成することとしている、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランなどにより把握することができるよう、業務の推進方法について改善を図っております。

このような取り組みを実施することにより、個人のスケジュールの把握や業務の推進状況における課題などの把握ができるものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

それではね、カッコの2番へいきます。

その職員には、その勤務能率の発揮および増進のため、研修を受ける機会が与えなければならないとありますが、その研修の内容ですね、さまざまな研修があろうかと思えます。一つは、国民としての基本になる部分、それから地方公共団体としての基本となる部分、自治法ですわね。それから担当者、それぞれ担当業務についておりますので、これはね、新しくなられた職員には十分に勉強していただきたいと思うわけです。指導の方も十分していただきたいというのが、住民がこちらへ来たときに、新しく採用されたということは、なかなか分

かりませんので、そういったことがですね、住民からすると行政のプロやないかと、職員は。そういうことになるわけですね。

そういうことですので、何かまずその業務に精通するという研修も必要でございますので、そのへんを質問致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の1、行政力の向上についての2番目のご質問、職員の研修の内容等について、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されますとおり、地方公務員法第39条において、職員には、その勤務能率の発揮及び増進のため、研修を受ける機会が与えられなければならない、と規定されております。本町におきましても、この規定等に基づき、職員に研修を受ける機会を与えるとともに、職員研修として、各種の研修会を実施しております。

具体的には、平成28年度におきましては、本町が開催する職員研修として、新規採用町職員人権研修会をはじめ、防災研修、ストレスチェック制度研修、新行政不服審査法に係る研修など、研修会を開催するとともに、数多くの研修会等に参加させるなど、職員の能力向上や資質の向上に努めているところでございます。

特に、本町も構成市町村となっているこうち人づくり広域連合では、法務能力や専門実務能力、課題対応能力、情報処理能力など、さまざまな能力向上や能力開発研修を企画、実施しております。その研修の中で、新規採用職員研修や採用5年目研修、採用10年目研修、係長研修、課長研修など、階層別研修を必須研修と位置付け、該当する職員につきましては、全員が受講するよう努めております。

また、政策法務入門研修や地方自治法研修など、能力向上、開発研修につきましては、職員に参加希望を募り、研修に参加させることにより、法務能力や専門実務能力の向上に努めることができるよう、職員に対して研修を受ける機会を与えております。

このように、職員の能力開発、育成を図り、人材育成に努めているとともに、可能な限り職員に対して研修を受ける機会を与えるよう努めているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

研修に努めようということでございますので、それはそのままこれからもですね、レベルの高い役場にするために一層頑張って取り組んでいただきたいと思います。

それでは3番へ移ります。

住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会をつくるためにバリアフリー法の研修を行っているか問います。

本件につきましては、ただバリアフリー法というだけではなくて、高齢社会対策基本法とか、障がい者のその対策の基本法とか、さまざまな法がございます。高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律と。そういったようなもんを集約してですね、県がひとにやさしいまちづくり条例というものを制定しております。こういったものの特に福祉関係、行政がすることすべて公共の福祉なんです、その中の福祉といわれる黒潮町福祉部門についてもですね、さまざまな取り組みがなされておりますが。法律は大変目まぐるしく変わります。すると、それに合わせて計画を作るも大変な話かなと。結局、法がぐるぐる変わっていくというこ

とは、それだけ世の中が高齢者、高齢化などにより身体がなかなか動くに苦しい、生活するに苦しい。それから障がい者にしても、障がい者といわれる人にとっても障害、それから高齢化、身体機能の低下、非常に生活が苦しいわけでございます。そういうものを作っても、結局それを読み、法を読み、よく読み、よく解釈し、よく運用する。ほんで行政の仕事というのは、我々のところの段階の行政というのはその運用が大事になってきます。

そういったことですね、研修がどの程度できておるか、取り組んでおるかお伺いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の1番、行政力の向上についてのご質問の3番目のバリアフリー法の研修について、通告書に基づきお答えします。

議員がご指摘されます高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法では、目的である第1条は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするとされており、議員がご指摘されますように、ご高齢となっても、また、障害をお持ちになっても、住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会を実現するための法律であると理解をしております。

ご質問のバリアフリー法に関する研修の実施につきましては、現在のところ実施した経過はありませんが、バリアフリーを内包すると考えられるユニバーサルデザイン等につきましては、平成24年度の人権研修とは異なりますが、香川県人権研究所、喜岡（きおか）様をお招きして、自治体と人権問題～人権尊重で住みよいまちづくり～と題して、ユニバーサルデザインの取り組みについて先進事例などを紹介していただき、高齢者や障がい者のためにバリアを除くのではなく、誰もが利用しやすいものにするユニバーサルデザインの考え方などの研修を行っております。

議員がご指摘されますバリアフリー法につきましては、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性、安全性の向上を図ることなど、大変重要な法律となり、誰もが安全で快適な生活を営むことができる社会の創生のために職員の理解や、その実現に向けて取り組んでいかなければならない課題であると考えられます。

しかしながら、研修会の開催につきましては、その年、その時期の社会情勢などに合わせた研修にする必要があるとともに、優先順位にも配慮しながら、効率的な研修を行う必要があるものと考えております。バリアフリー法の趣旨は、議員がご指摘されますとおり、ご高齢となっても、障害を持っても、快適な生活を営むことで、その趣旨は人権尊重であると考えられます。このため、人権研修の中で、その趣旨を徹底することで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

総務課長の答弁は、なかなかすきを作らんような答弁をいただいております、どうやって攻略したらええろうか思うて考えておったところですが。

要はですね、言葉だけでは駄目なんだと。行動が伴わないかんし、目の前が変わらないと意味がないわけでございますので、そういったところは重々分かっているとしますので、この目の前が変わることを。目の不自由な方でございましたら、そこに石ころ一つ、少し出しておってもけつまげる。お年がいつてきても、足が上が

らないとけつまげる。階段は大変だ。また、耳がちょっと不自由な方がいいですか、そういう場合には自動車が来てても分かりにくい。足腰が痛いとなかなか、こうやって立っておるも大変でございます。そういったことを踏まえてですね、ぜひ優しさを持った組織であり、優しさを持った職員を多く育てていただきたいと思いで、次の4番へ移ります。

平成25年9月議会で、職員研修に疑似体験を取り入れるよう質問致しました。答弁はですね、来年、カッコ26年とやっていますが、そのときは26年とは発言しておりません。分かりやすくするために参考に入れておるんですが、来年にできるか研修係と協議していきたい、でした。

その後、どのように取り組んでいるか、成果が上がっているか問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の1、行政力の向上についてのご質問の4番目のご質問、疑似体験の職員研修についての、通告書に基づきお答えします。なお、答弁につきましては、職員研修を所管しております総務課より答弁させていただきます。

先のご質問で答弁させていただきましたとおり、職員研修につきましては、防災研修、人権研修など、また、人事評価に関する研修、各種システムの使い方などの研修など、年間計画の中でさまざまな研修を行っております。職員にとりましては、業務の推進のため、時間のない中、研修の参加となっており、研修参加時間を確保するために大変苦慮している状況であることをご理解いただきたいと思います。

このような状況の中、議員がご指摘されます疑似体験の職員研修につきましては、検討は行ったところですが、現在のところ、町独自の研修として実施するまでには至っておりません。しかしながら、疑似体験による研修は、人権教育推進講座や、こうち人づくり広域連合で実施をしております。特に、こうち人づくり広域連合が実施する新規採用職員研修の人権研修において、アイマスクや車いすによる疑似体験に関する研修を行っております。

先にも答弁させていただきましたが、本町におきましては、新規採用職員研修については、新規採用の職員全員が参加する研修として位置付けていることから、新規採用職員全員が受講することとなっております。この疑似体験による研修は、こうち人づくり広域連合が平成15年度から行っており、過去15年近く、新規採用職員研修を受講した全員が疑似体験の学習を行っていることとなります。

この結果、議員がご指摘される、人の気持ち、立場に立って、物事を判断できる人材の育成につきましては、目に見えるものではありませんが、育成されてきているものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

人権学習の中で取り組んでおるということは、いいことだと考えておりますが。ただ、高知でやっておられるというのはね、そりゃいいけど、この黒潮町で何かやっただけないかなと。

というのは、さまざまな生活する上でご苦労をされておるといのお話は、やっぱり黒潮町の住民がそういう思いを持って生活をされておるわけです。従いまして、相手に向き合うという姿勢も必要なんです、寄り添う、そういう姿勢も必要なんです。それは、高知でやるのもいい。否定はしないが、しかし住民が、ああ、役場の職員もようやってくれようよ。町長もようやってくれようという、いっそそういうふうな心になってこそ、黒

潮町より盛り上がりができると思いますので、全員とはいわず、一度にとはいわず、少しずつでもいいからそういう疑似体験に取り組んでいけないかなど。

以前は、職員研修の中でも確か特養なんかへ行って職員が、それは疑似体験と言えるかどうか分かりませんが、そういう所で一緒に、介護施設の中で一緒にそういう勉強してきたということもありますので。

もう一篇、総務課長、答えてください。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の再質問お答えです。

議員のご質問の主旨は、アイマスクや車いすの疑似体験の研修をすることにより、ご高齢の皆さまや、障害をお持ちの皆さまの立場に立って、気持ちを押し量るということであると解釈しております。

このため、疑似体験の研修は大変有益な研修であると、先にも答弁させていただきました。しかしながら、人権教育推進講座、およびこうち人づくり連合の新規採用職員研修でも実施しており、着実に受講者も増えてきております。

このため町独自の研修につきましては、これまでどおり、喫緊の課題となる事項の研修や、年間計画の中での研修を優先させて実施したいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

今の答弁で分かりましたが、法の趣旨をね十分理解いただいた上で、行政執行、予算執行をこれからも一層頑張って取り組んでいただきたいと思うわけでございますので、これは4番はこれで置きます。

次、2番ですね。土佐くろしお鉄道の利用者増加対策について。

土佐くろしお鉄道の利用者増加対策に資するため、改善策として便所の改修計画を問います。

比較的高齢者、それから若い人も利用されておる分もありますが、車を運転することができない方が鉄道を利用されております。そういう方は大抵、どっかに体に、足腰とか、どっかに不自由な所、故障がある所を抱えている方が多いわけです。この便所を見ましたら水洗ではございますが、和式という分でございますので、いろいろとお聞きする中でやっぱり洋式にさせていただかないと、よう立ち上がらんと。大変な難儀な思いをしなければならぬ。そういう声をお聞きするわけです。

これらもやはり先ほどの話じゃないですが、一度そういう所へ、総務課長、行って体験されてみたらどうでしょうか。無理にとは申しませんが、なかなかこれは、特に遠来のお客さまの場合はですね、どこに便所があるやら分からんもの、観光旅行においでた方なんかが仮においでるとしたら、これはもう大変な思いをするわけでございますね。体調が崩す、よそへ行って体調を崩すと、これは大変なものですよ。誰も経験した人はおると思うんですが。

そんなところからですね、ぜひこういうものの改善に速やか取り組んでいただきたいわけですが、これはいかなるものでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問の2、土佐くろしお鉄道の利用者増加対策についてのご質問の、トイレの改修計画について、通告書に基づきお答えします。

土佐くろしお鉄道の安全対策や利用者の増進等のため、駅や路線などの施設の改修等につきましては、幡多地域の6市町村に四万十町を加えた関係市町村、高知県で組織する土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会において、協議を行っております。議員がご質問されますトイレの改修につきましても、鉄道を利用される皆さまの利用環境の改善や客数の増進対策として重要な事項であると位置付けるとともに、ご高齢の皆さまや障害をお持ちの皆さまにも、少しでも快適にご利用いただくために、この協議会において検討を行っております。

これまでの協議の結果、平成30年度から実施予定の第5次基金造成計画の投資事業として、平成30年度に土佐佐賀駅、平成31年度に土佐入野駅のトイレの改修が位置付けられており、今年度の土佐くろしお鉄道中村宿毛線運営協議会臨時総会において第5次基金造成計画の議決が得られれば、実施される見込みとなっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それでは、3番の防災対策について質問を致します。

平成28年9月の台風16号による災害が発生しました。潮位が高く、港の奥にある排水口2カ所から逆流と、海からの水ですね、これが逆流ですね。それから時間雨量86ミリが主な原因で、大切な人家に災害が発生しました。対策として、排水口に水門と排水ポンプの設置をいつ行うか、また伊与木川の右岸および上流の河川改修について問います。

これは前回は質問はしたことでしたけど、最近の気象を見たときに、これはあんまりおっとり構えておるわけにもいけないだろうと。急いでこの対策に取り組む必要があると、こういうふうに思うわけでございます。伊与木川はですね、こう配がご承知のように大変きつい。

それと、雨の降り方が佐賀の方はどうも違うようでして、昔から言われております、山高ければ海深しのごとく、水が、沖の雲が突き当たって、そこにとどまって、そこで集中的に降るんだなと。それが一気に下ってくるわけですね。ちょうどそこへ満潮時、低気圧。台風なんか来ますと、低気圧そのものが低くなると上へ上がるわけですね。海面がグーッと上がってくる。それで風があると、沖から押し込んでくる。沖も沖、ちょっと港のテトラも崩れておりまして、波がごんごん入って来る状態にございます。

伊与木川の水位が高くなると、どうしてもその水門を閉める。そうすると内水が高くなる。内水を排除するポンプが要るんで、現在は河口の所2カ所ある。一つは2メートル掛ける。もう一つは、並んで20メートルぐらい離れたところにあるのは、幅は一緒なんですけど、高さが1メートルくらいですね。そこを過ぎると、同じように大きさになるわけです。

従いまして、その毎年のように床下なんか来ますと、まあ言いましたら、合併槽をやっておってもそれを動かす、あれ何という機械ですかね。ちょっと機械があるんですね、低い所に。ブローアに送っておる。空気を送る装置。それからエアコンなんか水に浸かると駄目になるもので、そういったことを避ける必要があると思うわけです。

それで水門の方を見ますと、実は管理不十分な水門がございまして、カタカナで言うとフラップゲート言いますが、逆流防止装置とか、逆流防止扉とかいうんですが、それが機能してない所があります。私が調べ

たら。それは佐賀近辺の方ですね。それから、5、6キロ上ると、国道56号を上ると、1時間も2時間も通行止めになるような事態が発生をしております。これは幹線国道でございますので、救急車も通れないという事態になっておりましたね。私もそこで足止めをくいましたので。それらをですね、私が思うにはどうも10キロも、それも伊与木川というのは上に影響があるかなあとこれ。下向けに流れないために、上へどんどんつかえてくるわけですね。そういったことがございますので。そして、土砂のたい積、従来流れておった所へ、立木竹が大変大きくなっております。

そういったことを踏まえてですね、今後どのようにしていくのか。

私は速やかにこの問題には取り組んでいただきたいと思いますというわけですが、お答え願えますか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員の3番のカッコ1、排水口への水門と排水ポンプの設置、および伊与木川の河川改修についてのご質問にお答えを致します。

昨年の台風16号は近年になく豪雨となりまして、伊与木川の水位もはんらん危険水位を越えまして、家屋や農地等に大きな被害をもたらしました。

議員ご質問の佐賀漁港内に排出されています水路2カ所につきましても、満潮時と重なりまして、排水口から海水が逆流をしまして、内水が排水されなかったことが要因で、床下浸水等の被害につながったものと考えます。

対策としまして、排水口に水門と排水ポンプの設置を、とのご質問でございますが、水門の形状としましては、フラップゲートやローラゲートになろうかと考えます。排水口は、縦横2メートルのボックスカルバートとなっており、水門の形状も大きく、排水ポンプの設置と併せての施工となりますと、多額の経費が必要になろうかと思えます。

今後、操作性や維持管理および施工費等を総合的に判断をしまして、伊与木川へ排水されております他の水路の内水処理も併せまして十分な検討が必要と考えます。

また、伊与木川の右岸側および上流の河川改修につきましては、高知県幡多土木事務所にお聞きをしましたが、現在のところ計画はないとのことでございます。

しかしながら、近年の集中豪雨等により伊与木川の状況を見ましたとき、外水はんらんの発生も十分懸念をされまして、人命と財産を水害から守るためにも、堤防の高さの検証や、たい積土砂の取り除き等、河川の適切な維持管理に努めていただきますよう、強く要望をしております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

強く要望するは、そらありがたい話ですが、要望したけんどうつまでたつても改善されんじゃ困る、ということですね。

もう早や、この6月以前には佐賀では、高知地方気象台観測以来初めての豪雨であったというような雨が降ったときがございまして、そのときは国道56号も通行止めになりました。全国でも初めてとかいような話も聞いたことがございますが、直轄道路を止めたということはですね。災害によってですよ、災害があつて、大雨があつての話です、それは。それくらい降ります。

ほんで、86ミリいうていうても去年は、ほんまに86ミリか、もっと降っちゃあせんか、と疑いたくなるよ

うなことでございましたので。明日降るか、あさって降るかも分からないときに、要望はありがたいんだけど。もう1回言います。いつ要望していただけるのか。そして、できるだけ早くやっていただけるというこの言葉をですね、県から引き出していただきたいわけですが。そこらあたりはいかがなものでしょうか。

やっぱり最近いろんな方とお話しをいただいてもですね、まだあそこをお願いしちゅうに取ってもろうちよらんとか、やぶが太って水の排水が悪いかい、そういう声をいただきようわけですので。家財道具というのは、一生懸命働いて一生懸命税金を払って、ご飯を食べて、その残りのお金で購入した家財道具でございますので、それが一夜のうちに駄目になるということは、またそういうものを購入せないかん。しかし、だんだん高齢化してまいりますと、そういうたものに使えるお金が減ってくる。そういう社会環境がございますので、大急ぎでこれは要望して、その実行について早い見通しを立ててほしいわけですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

ご要望をいつするのかということでございましたけど。この河川にかかわりますご要望、特にたい積土砂の件につきましては、まちづくり課、建設課の方にもですね、再々住民の方々からご要望もまいっております。その都度、高知県幡多土木事務所の河川の担当の方にもですね、お願いをしている状況でございます。

ただ、県の方で問いますと、どうしても予算の範囲内で緊急性の高い所から、たい積土砂の取り除きを行うというようなお答えもありますが、そうかといって、そしたら黒潮町は後でいいですよというわけにもございませんので、その付近はですね、担当課長としてもその都度土木の方へ出向きまして、お願いもしているところでございます。

また近く、来月になりますと、例年行っております産業建設厚生常任委員さんの議員さんとともにですね、町長を筆頭に各河川等も回りますので、そのときにも強くご要望してまいります。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

次、カッコの2番です。

県営土地開発事業区域で行っている残土処理の工事はいつ終了するか。その残土処理場ちゅうのは、県営開拓パイロット事業という事業があるんですが、その自動車専用道路の残土がそこへ持ってきて処理しておりますので、その終了ですね。いつになるのか。

そしてその周辺域ですが、土地を活用してですね、津波の避難場所等の用地開発について何とか生かしていけないのか。佐賀の方は行く場所がない。一時的に逃げる場所はあるけども、行く場所もないとかいうような話があるもので、ここがすべてではございません。ほかにも土地を構えないけれども、将来にわたって。

取りあえずそういう残土処理しておる所、その周辺を踏まえて、何らかの用地開発できないものか。

お聞きします。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員3番のカッコ2、県営土地開発事業区域での残土処理場の工事、

および避難所等の用地開発等についてのご質問にお答えを致します。

現在、残土処理場には片坂バイパス工事にて発生をしました残土を搬入しておりまして、平成 29 年 5 月末現在で、計画の約 4 割が完了しているとお聞きをしているところでございます。

今後も引き続き、片坂バイパス、窪川佐賀道路、および本年度に事業化されました、佐賀大方道路の残土を搬入する予定となっているところでございます。

片坂バイパスにつきましては、用地買収が完了し平成 30 年度の開通が予定をされていますが、窪川佐賀道路におきましては、まだ用地の買収を進めている状況でございます。

なお、佐賀大方道路につきましても、本年度より測量に着手をする予定でありまして、用地買収も未着手であることから、現時点で残土処理場の工事完了時期については明確にできないとお聞きをしているところでございます。

また、残土処理場と周辺の土地を活用しました避難所等の用地開発についてご質問がございましたが、現在のところ具体的な活用はまだ決定はしておりませんが、大規模災害時の応急仮設住宅用地や災害廃棄物の仮置場等としての活用が考えられます。

計画に当たりましては、埋立て完了後の地盤の状態やインフラ整備、および立地条件等を十分検討する必要がありますので、今後、周辺の土地も活用しました、土地利用計画や復興計画の中で慎重に検討をしてまいりたいと存じます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

もう一度伺います。

40 パーセント、おおむね終わったということでございますが。鹿島ヶ浦の方からこう見てみると、もうあれ計画通りに、計画高やないかなというように私は見るわけでございますが。

あれ以上、あと 60 パーセントというものをどこまで上げていくようになるものでしょうかね。

課長、分かっておればお答えください。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

この残土処理場につきましては、のり面の完成段数が 11 段となっております。現在できておりますのが、8 段目ぐらいまでできておりますけど。ご存じのとおり、あの残土処理場については形状がすり鉢状況というか、なっております、上に上がれば上がるほど土が入っていくという状況になります。

上の出来上がりの平地の面積もですね、約 1 万 8,200 平米ぐらいございますので、そのあと残りの 3 段分がですね、かなりその分で搬入されるということで現在の搬入量になっております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

先ほどの後段の質問ですがね、その津波の避難場所等のことについてはですね、今はできなくても将来はこうなるよという見通しがないとですね、人間の心は暗くなるもんです。いくら大きな山でも、掘っていけばなくなる。ところが、目の前にカーテンがあるときはですね、大変疲れまして、心も曇ってまいります。

これはあれでしょうかね、津波対策つちゅうのは黒潮町が取り組むべき大きな事業でございますが、そこもない。ほかの場所もないとなればなかなか、心が私は晴れにくいと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。いつまでたっても目の前のカーテンはなくなるという状況でしょうか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えを致します。

仮設住宅等も含めての計画ですけど、この件につきましては、もう数年前からですね、東公園の一部を活用した、そういう住宅用地ができないかという議論も数多くございました。それで、現在、東公園東地区のですね、見直しを県の方が現在行っております。その結果が出ますと、この残土場周辺の土地の利用計画がどの付近まで可能なのかということも見えてまいりますので、その付近と併せて今後の土地利用計画の中で慎重に検討する必要があると考えております。

また、最初の答弁でもご答弁しましたとおり、住宅用地、例えば工場用地としましても、どうしてもそこにはインフラ整備、取り付け道路、また水道の問題、そういうものもろもろ掛かってまいります。そういう付近も併せて慎重な議論が必要でございますので、今後、そういうことについて事務の方もまた進めてまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

カッコ4番目に移ります。

合併の効果を発現し、均衡あるまちづくりに資するとともに、亡所から避難するため高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる、一般道路を結ぶ出入口の必要性についてどのようにお考えか問います。（議長から「矢野議員、3番は飛んだがじゃないですかね」との発言あり）

えらい失礼しました。3番が残っちゃりました。

4番の発言は1回取り消しさせていただきます、カッコ3番です。

特に山間部においては、町道路面と横断管渠（かんきょ）、および高さの管理は十分か問います。

全体的によく管理していただいておりますと思っておりますが、ここへ来て雨が多くなってきてまして、上の方にある樹木が水を吸うと下がってまいります。そうすると、バスや保冷車等の屋根を大変こすると。その何とかいう最近のミニバンというやつでもだいぶ大きいてがございまして、こすっていく。あるいは電線、それから町が設置した有線等に乗っておりますので、これは切れるかなと思うて見るとこもあるんですが、なかなか届きませんので、背が低いので。切ることもできません。

それから、管渠（かんきょ）ですね、管渠（かんきょ）が詰まる所がだいぶございまして、それが結局、路面に土砂が流れる大きな原因にもなっております。

米原の方に聞いても、自分らがショベルを借りてそこで路面を整理しておるとか。それは鈴の方でも聞きました。

そういったこともございますので、住民は自分でできる努力はしておりますので、行政もそれに応えていただきたいと思うし、これからもですね、そういう生活道管理に頑張ってもらいたいわけですが。

そこら辺り山間部では皆さんの努力を期待しておりますので、いかがお答えいただけますか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員の3番のカッコ3、町道路面と横断管渠（かんきょ）の管理についてのご質問にお答えを致します。

町道の維持管理につきましては、月2回、まちづくり課および建設課の職員によりまして、町道パトロールを実施をしているところでございます。また、豪雨や台風の翌日にも、通行に支障がないかパトロール等を行っているところでございます。

議員ご質問のとおり、特に山間部におきましては、豪雨のたびに山の谷から土砂等の流出がございまして、集水桝や横断管渠（かんきょ）へ詰まることにより、路面排水に支障を生じておるところでございます。小規模なものについては、まちづくり課、建設課の作業員にて取り除きを行っていますが、大量の土砂等で重機が必要な場合は、町内の建設業者へ緊急発注を行い、早期復旧に努めているところでございます。

なお、山間部の横断管渠（かんきょ）につきましては、口径が小さく古いものが数多くございますので、再々、排水処理に支障がある場合は、改修もしているところでございます。

今後も、定期的に町道パトロールを実施をしまして、通行に支障のないように、安心、安全な町道の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

先ほどは失礼しました。カッコ4番です。

合併の効果を発現し、均衡あるまちづくりに資するとともに、亡所から避難するため高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる、一般道路を結ぶ出入り口の必要性についてどのようにお考えか問います。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員の3番のカッコ4、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入り口の必要性についてのご質問にお答えを致します。

高規格幹線道路と一般道路を結ぶアクセスにつきましては、佐賀北部地域の区長さんからも強いご要望がありますように、大規模災害時の緊急輸送道路や日常生活の利便性の向上等により、地域間交流の活性化に寄与するものと考えているところでございます。

現在、高知県にて高規格幹線道路本線の構造や、地形状況などの条件を総合的に勘案をした上で、道路構造上、出入り口の安全かつ円滑な交通が確保できるのか等、事業の可能性について検討をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き、高知県に対しまして要望活動を続けてまいります。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

分かりました。

次、4番ですね。菌茸生産事業の振興について質問致します。

カッコ1で、昭和52年に生産を始めた菌茸の生産者は雑菌対策に大変な努力をされています。当町の特産品であり、何らかの技術支援などができないか問います。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の4番のカッコ1、菌茸生産における雑菌対策への技術支援等ができないかのご質問についてお答えを致します。

近年における黒潮町の菌茸類全体の販売実績は、JAへの出荷で見ますと、平成21年度が13戸、5億4,300万円で、平成27年度は8戸、4億6,200万円となっております。この6年間で5戸、8,100万円の減少となっておりますが、黒潮町全体での出荷額では、最も出荷額が大きい品目の一つであります。

菌茸の一連の栽培工程につきましては、オガクズや米ぬか等の原材料を攪拌（かくはん）する工程に始まり、詰め込み、殺菌、接種、培養、菌かき、栽培と進んでいき、ブナシメジであれば、約110日後に収穫し製品として出荷されています。

雑菌が入る主な要因としましては、殺菌工程での十分な殺菌ができていないことや、接種室が清潔に保てていないこと、また、培養時において室内の通気性が悪いことなどが考えられます。雑菌が入ることにより、収量の減少や品質の低下という結果となり、出荷額が減少する要因となってきます。

菌茸農家は、これまでの培ってきた経験やJA、また種菌会社の年数回程度の巡回時に技術指導等を受けながら、この雑菌対策を含め生産を行っているところでございます。

町としましては、農産物全般においても技術支援を行う体制は取っていないことから、この菌茸生産における技術支援につきましても、県やJAがその役割を担っていただいているところでございます。

つきましては、この雑菌対策についても、県、JAから技術支援を、今まで以上に行っていただきたいと考えております。

なお、町の菌茸農家への支援と致しましては、町単独事業の黒潮町菌茸機械整備事業費補助金により、菌茸栽培の工程で使用されている機械類の修繕や取替えについて、補助対象事業費限度額200万円、補助率25パーセントとする補助事業を、平成25年度から実施しております。なお、この事業につきましては、JAからも5パーセントの補助があり、合計30パーセントの補助率で修繕や取替えができることとなっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

次の2番へ移りますが、町が設置した菌茸生産施設は仕事保障対策として取り組んだものです。再開見通しを問います。

現在休業中でございますので、さまざまな理由があろうかと思うんですが、それを再開するにしても雑菌対策は重要な課題の一つでございます。県から協力をもらうということでございますけれども、なかなか大変なこともあろうかと思いますが、どのような形で協力をもらうのか。それが見通しが立たないとなかなか再開の方も課題が大きいかなと、こんなふうに考えますが。

カッコ2番ですよ。2番の方で再開見通しを問います。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の、町が設置した菌茸生産施設の再開見通しについてのご質問にお答え致します。

黒潮町菌茸生産共同施設は、地域住民の就労の場の確保を図るため、農林業地域改善対策事業で、平成2年度から平成4年度にかけて整備をしたものです。平成20年に施設使用者が交代し、ブナシメジの生産を行う組合が管理運営をしておりました。その生産組合が、平成28年12月をもって契約を終了し、平成29年1月から施設の利用が行われていません。この組合では、町内のブナシメジの出荷量の約3分の1程度を出荷し、臨時雇用を含めると14人程度の雇用を行っておりました。

当施設につきましては、今年の3月議会で同施設の設置及び管理に関する条例の可決をいただき、指定管理による管理を行うことになっております。今年3月には、新しい施設管理者を募集すべく、施設の現地説明会の町内班回覧やホームページ等でお知らせしていましたが、説明会への参加者はいませんでした。

この施設の現地説明会終了後に、施設を利用したいとの考えをお持ちの方もいたことから、今後は、指定管理の条例等の規定に沿いながら、募集を行っていきたいと考えております。

施設の有効活用、町農業振興および地域住民の就労の場所の確保等のために、早期に利用者が決定できるよう、努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

はい、分かりました。

次、5番です。漁業振興について質問致します。

カッコ1番、佐賀漁港は、漁業者が力を結集し、国、県のご理解をいただき、優良漁場を埋め立て、立派な施設を建設していただきました。漁民の大変なご苦労いただいた結果でございます。何も無い、荒波の打ち寄せる所へ港ができたわけございまして、以来、その内らにある人家等、波に直接当たるといようなことはなくなってきた、ありがたい、そういった面もございまして、活餌市場水産加工場などが活動し、地域の振興に大きく寄与していることは周知の事実ですが、この港の活用をさらに高める必要があると考えます。

その1番目、マル1として、自動車道路の延伸に合わせて来客を招き入れる方策などを研究する会議を設置するか問います。

これはですね、水産、漁業者だけでなしに、漁業者、それから商工業者、農業者、林業者、そういった多くの方の立ち位置が違う人の声を聞きながら振興策を策定するのも一つの方法ではないかなと思ひまして、質問するわけです。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員の、漁業振興につきまして、まず1つ目、自動車道路の延伸に伴う会議の設置につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

現在進められております高規格道路窪川佐賀道路は順調に工事が進んでおまして、来年度には片坂バイパスが拳ノ川まで、さらには平成30年代中ごろをめどに、佐賀まで延伸される予定となっております。また、今年度には佐賀大方道路が新規事業化をされております。

当町では交流人口の拡大などの取り組みを進めておりまして、これまでの高規格道路の延伸に伴いスポーツ合宿誘致等におきましては、その効果が表れ始めております。今後の高速道路の開通をさらなる誘客の機会としてとらえておるところでございます。

執行機関会議におきまして、高規格道路延伸に伴う将来への展望と、課題の抽出の支持を行っておるところでございます。各関係部局におきまして、課題や地域の活用の方策につきまして拾い上げを行っておるところでございます。

漁業振興におきまして、配送時間が短縮されることにより、各都市圏への販路の拡大が想定されているところでございます。

また、カツオのたたき作り体験ができる黒潮一番館や、天日塩作りの体験施設、漁家民泊などの一体的な活用など、さまざまな案が掘り起こされると想定をしておるところでございます。

これから関係者との協議もあろうかと思っておりますので、必要に応じまして研究会的な会議の設置も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

一つ落ちてました。活餌についてはですね、非常に一熱心な漁業者の方がいらっしゃいまして、当然まあ国費はちょっと確認してないですが、県とか町の頑張り、県の協力いただき、支援いただき、町の頑張るところで活餌が運営がなされておりますが。そういったことについてもですね、他町村とかの漁業者とも交流もだんだんできておりますので、これを一過性のものに終わることなくですね、ずっと継続してこの事業ができることを願うわけですが。そうすることによって、また経済的にも町内にお金が落ちる。税金も払っていただくと。そういうことが、だんだん回っていきますので。

そういったこと踏まえてですね、活餌対策については今後どのようにお考えかお聞きします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

現在の運営形態も変わりまして、継続して活餌の供給体制を整えているところです。さまざまなアクシデントに備えた保険でありますとか、そういったことで支援はさせていただいているところではありますが。その年の漁場の設定によりまして自給が非常に大きくブレると。時期的にも大きくブレると。このような構造的な課題を抱えているところです。

一番歩留まりが良く、しっかりとした技術を提供していただいておりますので、歩留まりよく利益がしっかりと出るような体制が整っていると自覚しておりますので、後はさまざまな営業を掛けさせていただいたり、そういったことで量をこれからはいていくような、そういった施策を講じていくことでしっかりと支援ができると思っております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ようよう町長の出番がありまして、私もどうやって町長の出番をつくろうとか、あるいは立っていただ

うかな思うて考えておりましたが、町長の直接声を聞かせていただきましたので、この議会というものがより町民に身近なものになっていくかなと、こんなふうを考えております。その点では非常に良い、タイムリーな答弁をいただいたと考えております。

今、頑張っってやっていただいおる方も、やや年齢を重ねてまいりますと健康のことなんかもありますので、今後も引き続き頑張っって勤めて、健康に留意しながら勤めていただくことを、この場をお借りしましてお礼とお願いとその漁民の方にはさせていただきますし、申し上げたいと思います。いろいろとご苦労でございます。ありがとうございます。

次にマルの2番ですが、当漁港には、大変能力が高い冷蔵庫が設置されていますが、将来の地震、津波を見越し、高台の公園用地周辺へ住宅用地をはじめ、工場用地の確保や冷蔵庫の移転など、新たな事業を展開する必要があると考えます。

町の姿勢を問います。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員の、漁業振興について、2つ目の住宅用地や工業用地の確保、冷蔵庫の移転等の新たな事業展開につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

町が黒潮一番地に所有しております黒潮町水産関係等協同作業所は、現在、指定管理者制度により指定して使用しているところでございます。この施設には、地方公共団体が所有する冷凍施設としましては、容量で1,000トンと500トン規模の冷凍庫が併設をされているところでございます。

一般的には、大規模な地震津波の発生に備えまして、加工場や事業所等を高台に移転することにつきましては、経済的損失を軽減する観点から、有益と考えるところでございます。町としましては、人命保護を最優先とする観点から、保育所などの文教施設の高台移転を優先して、現在取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の公園用地周辺は、都市公園の制約も現在ございまして、区域除外を行うには一定の手続きの必要性があるところでございます。

また、個別の事業所等の移転につきましては、関係者からの要望を踏まえ、まず意向調査を行うことから検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ここの港の水産加工場というのは一番大きい部分は、これもね、働く場を確保するためにやった厚生省、現在厚生労働省です。それから農水省、県、町等がですね、頑張っって働く場を確保するために造った施設でございます。以来、一時期は大変、操業も止まり困った時期もございましたが、現在は特定の企業がそこを活用していただいて、多くの若者が働いております。駐車場を見れば、おおむね毎日いっぱい状態で車が止まっておりますので。

副町長、これは検討をしていただくというような意味のお話をいただきましたが、これも大変お金が要る問題ではございますけれども、やはり経済伴わないとなかなか町はやっていけない。働いてお金が入らないと、人々は生活ができない。ぜひですね、これからも積極的に、今以上にこの働く場を確保するために取り組んでもらいたいわけです。合併の前も後も、住民の一番の願いは働く場でしたね。

そういうことからですね、ぜひこの問題については積極的に取り組んでもらいたいです。

もう一回お答えください。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

個別の個所のご提案をいただいておりますが、全体的にですね、今後どういう経過を持って検討が進んでいくかということをお答えさせていただければと思います。

これまで防災対策は、そのいつか来るその有事の際にいかにか人命を確保するのかということに最重点を置いて取り組んできたところです。これからもその姿勢は変わりませんが、これからは事後の対応についても、これまでよりも少しウエートシフトして協議を進めていく。そういった計画にさせていただきます。

大きく申し上げまして、幾つか計画はあるんですけれども、一番関連する計画としましては、いわゆる応急期ですね。起こってしまった直後の計画。それから復旧期の計画、それから復興期の計画と、まあこういったことになるわけなんですけれども。

昨年度に、応急期の機能配置計画というものを暫定的に作りました。ただこれはですね、非常にその後の復旧計画と復興計画と非常にリンクするものになっておりまして、どれ一つをとりましても、独立して計画が成立するものではございません。従いまして、今後策定していく復旧計画、あるいは今度の復興構想。そういったものを行ったり来たりしながら、一方通行で、1回で全部の計画策定が終わるというものにはなっておりません。その作業が、これ恐らく数年かかると思います。そのぐらいの膨大な情報量と、それから被災地の先進事例を学びながらということになりますので、そういったことになろうかと思っております。

また、情報防災課長も代わりましたことですし、ぜひですね、被災地を視察に行かしたいと思っております。今、その計画を組んでいるところなんですけれども。実際にその被災地での復興ですね。これまでは、人命確保のためにどのような方策を取られてきたのかとか、いうことがメインであったり、あるいは津波事象がどうあったのかということがメインで視察を行ってまいりましたが、これからはその復旧であったりとか、その復興。そのフェーズの聞き取りをメインとして視察を入れたいと思っております。

そういった情報をかなり集約しながら、実際に使いものになる計画にしないと作っただけの計画になりますので、少し時間はかかりますけれども、どうしてもそれは経なければならぬ時間だと自分たちも覚悟しておりますので、今しばらく検討の時間を頂ければと思います。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

長くなりましたけど、最後のカッコ2番です。

老朽漁船の廃船処理に財政支援ができないか。または、漁礁などに活用できないか問います。

これはね、港に係留しておる船というのは、まあご承知のように今までたいへん一生懸命働いてきた漁師さんが、しかし寄る年波にはなかなかこたわん部分がございますして、漁にもよう出ない。足腰が弱ると。視力も弱る。体も力がだんだんなくなってくるという状況の中であって、やむにやまれずに係留しておる。しかしそれは、津波があるときには大変なことになる場合がございますわね。それが流れて、丘の人家の方へ流れていくとまた大変なことにもなるし。沈んでしまうと、港へ。ほかの船がまたそれに当たり、災害が発生するとか、そういったようなことが考えられるわけですが。

以前にもこの手の質問はした記憶があるんですが、他町村では幾らか財政支援をしたという話も聞いており

ます。これについてですね、何か、もう年金生活なんかへ入りますと、なかなか大変なことなんかになってまいりますので、ひとつこれはですね、行政の方で何とかできないもんじゃろか。たいてい今まで働いていただいて、町のためには頑張っていた方でございます。仕事に使っていたものですので、スポーツカーとかいったようなもんじゃございませんので、何か支援ができないのか。

ちょっとお尋ねします。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員の、漁業振興について、2 つ目の老朽漁船の廃船処理につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

本年3月議会での一般質問との回答と重複を致しますが、昨年度、黒潮町管理漁港沈廃船処理推進事業によりまして、所有者不明に限定した放置漁船等の撤去、取り壊し処分を入野漁協にて、FRP 漁船3隻を行ったところでございます。

ご質問の財政支援につきましては、中土佐町のみが単独事業として、平成26年度から3年間実施をしているというふうに聞いてございます。

当町と致しましては、関係漁業ならびに漁船所有者との関係を密にし、今後の漁船取り壊し状況を把握した上で、廃船の扱いについて検討を行っていききたいというふうに考えております。

また、廃船を漁礁等に活用することについてでございますが、多くの漁船の材質は軽量化を図るためにFRP素材で製造をされております。それにつきましては、水産庁よりマニュアルが発行されておまして、そのマニュアルによりますと、現実的には、廃油の処理、エンジンの処理等に経費が多額に掛かるというふうなことのマニュアルに書かれておまして、費用対効果的に合わない部分もマニュアル的に指示されているところでございます。

つきましては、費用対効果のことも検討をしながらですね、進めてまいりたいというふうに思います。

また、漁業への新規就業希望者対策としまして、漁船の払い下げ等の調査も含めた上で、新規就農者への引渡しを検討するなどの対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

ちょっと前段の、検討すると言われたが、ちょっと分かりにくいんですが。

具体的にどのように検討されるのか。具体的にですよ、中身。

それから、検討する時間はいつごろまでなのか。

それから、次の漁礁等に活用できないかという分についてはですね、鉄に魚は付くという習性があるようでございます。鉄には魚が付く。まあ鉄以外の部分もございますので、そこをどうとは言えないですけど。鉄には付くという習性があるようでございますので。その費用対効果といわれる部分が、どういった比較になるのか分かりませんが、その点もう一回ですね、お答えください。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

まず、廃船にする漁船の所有者の調査をですね、まず行いまして、どのくらいの船があるか。そして、それを引き受ける新規漁業就業者がいればですね、そこに引渡しができるということになりますので、そのあたりの整合性を取っていくということでございます。

そして、廃船のマニュアルにつきましては、通常の漁船マニュアルにつきましては、エンジン等に残った廃油等が海洋汚染を行うと、そういう事例もあるようでございます。そして、コンクリートで船底を固めて鋼鉄を入れるなどの作業が必要だということもマニュアルの方で書かれておりまして、そういう作業を行う費用が多分に掛かるということで、費用対効果の計算も必要であるということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

何かちょっと、所有者の調査をするとかいうようなお話やったと思うんですが、私の方は、そういう廃船処理に財政支援ができないかという質問でございまして。

そこらあたりは、いかがなものでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

現在のところ、先ほども申しましたとおり、中土佐町のみが行っているところございまして、先ほど言いましたように、漁業者の新規の方に譲るなどの方策をまずは考えてですね、そういうことで対策を講じたいというふうに思っております。

財政的に掛かる費用につきましては、今後の算定で出していかななくてはならないと思いますが、今のところは、誰かに譲るといような方策を考慮して考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4 番（矢野昭三君）

くだいですが、財政的な支援ができないかという質問でございまして、ちょっと答える部分が違うように思うんですが、中土佐町だけがやりゆうとか、誰が持ちもんか調べるとかいうのは、少し違うんじゃないかと思うんですが。

財政的。この処理をするのに財政処理ができないかということ聞きゆうわけですので。

ま一回、お願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

調査をさせていただくという答弁をさせていただきましたが、まずですね、この廃船処理の財政支援については、議会からも以前ご指摘がございまして、検討した経過もございまして。

まず、財政支援となりますと、その財政規模がどのぐらいなるのかということは、実際にどのぐらいの船があつて、その船の持ち主がですね、こういったご意向をお持ちになっておられるのか、この調査は必須になります。それができて初めて財政規模で予算提案ができるということになりますので、まずこの調査はさせていただきたいと思っておりますけれども。だからといって、財政支援ができますということには、次の段階の議論でございます。

ただし、ただ廃船にするのは非常にもったいないので、自分たちは一生懸命これから新規就業者をつくっていかうと思っております。その方たちが、例えば2年間の研修期間を終えたときに、できるだけイニシャル投資がないような形で就業いただくために、もしもその船を手放すというようなご意向の船主さんがおられましたら、廃船処理ではなくて、そういった方に受け継いでいただくと。そういった一つのスキーム、流れも作り上げていかなければならないと思っております。

いずれにしても、漁業者さんとお話し合いが必要であろうかと思っておりますので、順次これからさまざまな相談ごともありまして、さまざまな機会を設けてお話し合いをさせていただくと、こういうことになるかと思っております。

議長（山崎正男君）

矢野君。

4番（矢野昭三君）

最後に町長からも答弁いただきまして、ありがとうございます。

住民はさまざまな形で町の姿を見ておりますので、これからも黒潮町で暮らしてよかったと、そう思っただけ、そう言っただけ、まちづくりに頑張っただけ、いただきたいと思っております。

多くの職員にも期待をしておりますので、今後ともひとつ黒潮町発展のためにご尽力くださることを願ひまして、質問は終わります。

議長（山崎正男君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15時 36分